

令和 6 年度
秋田県産業廃棄物実態調査
フォローアップ等調査報告書
(令和 5 年度実績)

令和 7 年 3 月

秋 田 県

目 次

第1章 調査の概要	1
第1節 調査の目的	1
第2節 調査に関する基本的事項	1
第3節 調査の方法	6
第4節 調査結果の利用上の留意事項	9
第5節 標本抽出・回収結果	11
第2章 調査結果	13
第1節 結果の概要	13
第2節 排出状況	14
第3節 処理状況	18
第3章 業種別の調査結果	26
第1節 建設業	26
第2節 製造業	29
第3節 電気・水道業	33
第4節 その他の業種	36
第4章 農業・鉱業を含めた産業廃棄物	40
第1節 農業からの産業廃棄物	40
第2節 鉱業からの産業廃棄物	41
第3節 農業・鉱業を含めた排出量	43
第5章 産業廃棄物の移動状況	44
第1節 産業廃棄物の移動状況の概要	44
第2節 県外への搬出状況	45
第3節 県内への搬入状況	46
第6章 産業廃棄物の推移	48
第1節 令和4年度実績との比較	48
第2節 目標の達成状況	50
第7章 意識調査結果	51
第1節 電子マニフェストの利用状況について	51
第2節 廃プラスチックの資源循環に係る取組み状況について	53
第3節 県への要望等について	54
参考資料＜統計表＞	57
参考資料＜調査票等一式＞	117

第 1 章 調査の概要

第 1 節 調査の目的

調査は、秋田県内で排出される産業廃棄物の発生及び処理の状況を調査し、産業廃棄物の発生量、処理量及び処理方法等を把握することを目的に実施した。

第 2 節 調査に関する基本的事項

1 調査対象期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間

2 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項及び第 2 条第 5 項、同法施行令第 2 条及び第 2 条の 4 に定める表 1-2-1 及び表 1-2-2 の産業廃棄物とした。

なお、これらの産業廃棄物のうち、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類については、廃棄物の性状に応じて種類をさらに区分した。

表 1-2-1 産業廃棄物の区分

	調査対象廃棄物	細区分化の例等
1	燃え殻	
2	汚泥	有機性汚泥、無機性汚泥
3	廃油	一般廃油、廃溶剤、その他
4	廃酸	
5	廃アルカリ	
6	廃プラスチック類	廃プラスチック、廃タイヤ
7	紙くず	
8	木くず	
9	繊維くず	
10	動植物性残さ	
11	動物系固形不要物	
12	ゴムくず	
13	金属くず	
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	※本報告書における図表では「ガラス陶磁器くず」と略した
15	鉱さい	
16	がれき類	コンクリート片、廃アスファルト、その他
17	動物のふん尿	
18	ばいじん	
19	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの	コンクリート固形化物等

表 1-2-2 特別管理産業廃棄物の区分

	調査対象廃棄物	細区分化の例
1	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
2	廃酸	pH が 2.0 以下の廃酸
3	廃アルカリ	pH が 12.5 以上の廃アルカリ
4	感染性産業廃棄物	
5	特定有害産業廃棄物	

また、次の有償物、廃棄物等については、それぞれ記載のとおり取り扱うこととした。

- (1) 法令上廃棄物とならない有償物も今後の社会状況の変化によっては産業廃棄物となる可能性があるため、今回の調査対象に含めた。
- (2) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ及び動物系固形不要物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条で、産業廃棄物となる業種が指定されている。このため、指定された業種以外の事業所から発生した紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ及び動物系固形不要物については、原則として事業系一般廃棄物とし、調査対象から除外した。ただし、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずは、産業廃棄物として取り扱われるため、パレットに係る木くずはすべての業種で産業廃棄物として集計した。
- (3) 酸性又はアルカリ性の排水であって、これを公共用水域へ放流することを目的として事業所で中和処理を行っている場合には、中和処理後に生じた汚泥（沈でん物）を調査対象廃棄物とし、脱水前の量を発生量とした。
- (4) 自社で廃棄物を焼却処理した場合は、焼却処理前の廃棄物を発生量とし、焼却処理後は自己中間処理後量として計上した。

3 調査対象業種

調査対象業種は、日本標準産業分類（[令和5年7月改定]総務省）に記載された分類を基本に、産業廃棄物の排出量等を勘案し、表 1-2-3 の業種とした。

なお、本報告書では、業種の名称を一部省略して用いた。

表 1-2-3 調査対象業種

日本標準産業分類	略 称
建設業	建設業
製造業 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業 木材・木製品製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 その他の製造業	製造業 食料品 飲料・飼料 繊維 木材 家具 パルプ・紙 印刷 化学 石油・石炭 プラスチック ゴム 皮革 窯業・土石 鉄鋼 非鉄金属 金属 はん用機器 生産用機器 業務用機器 電子部品 電気機器 情報通信機器 輸送機器 その他
電気・ガス・熱供給・水道業 電気業 ガス業 上水道業 下水道業	電気・水道業 電気業 ガス業 上水道業 下水道業

4 調査対象地域

本調査では、秋田県内全域を調査対象とし、次の構成市町村により 4 地域とした。

表 1-2-4 地域区分

地 域 名	構 成 市 町 村
秋田市	秋田市
県北地域	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町
県央地域	男鹿市、由利本荘市、潟上市、にかほ市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
県南地域	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村

5 排出量及び処理状況の流れ図

調査の集計結果は、図 1-2-1 の排出量及び処理状況の流れ図に示した項目により、取りまとめた。

なお、図 1-2-1 における各項目の用語の定義は、表 1-2-5 のとおりである。

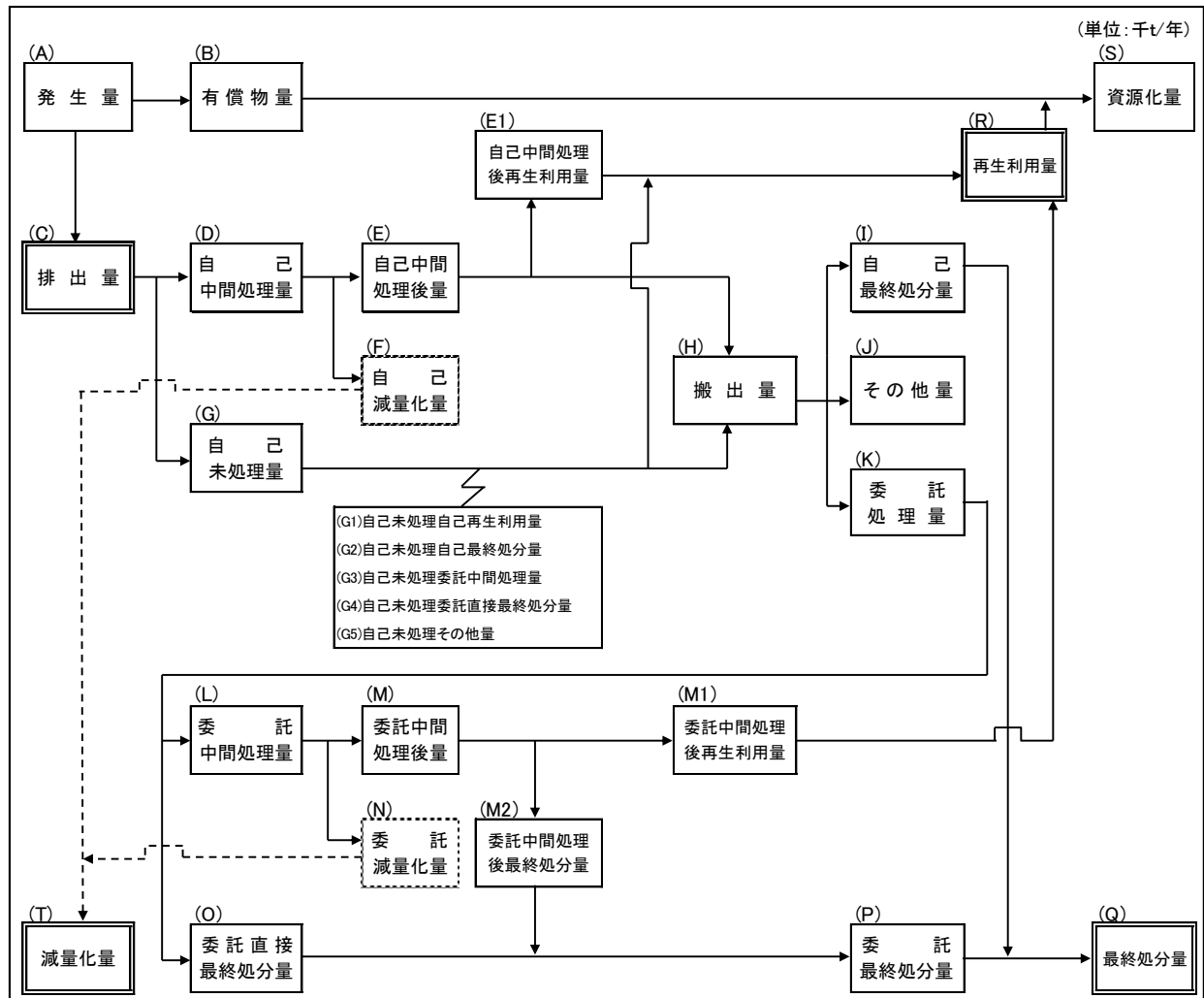


図 1-2-1 排出量及び処理状況の流れ図

表 1-2-5 排出量及び処理状況の流れ図の項目に関する用語の定義

項 目	定 義
(A) 発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(B) 有償物量	(A)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量(他者に有償売却できるものを自己利用した場合を含む)
(C) 排出量	(A)の発生量のうち、(B)の有償物量を除いた量
(D) 自己中間処理量	(C)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
(G) 自己未処理量	(C)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
(G1) 自己未処理自己再生利用量	(G)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
(G2) 自己未処理自己最終処分量	(I)の自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分された量
(G3) 自己未処理委託中間処理量	(L)の委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理された量
(G4) 自己未処理委託直接最終処分量	(O)の委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量
(G5) 自己未処理その他量	(J)のその他量のうち、自己未処理でその他となった量
(E) 自己中間処理後量	(D)で中間処理された後の廃棄物量
(E1) 自己中間処理後再生利用量	(E)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(F) 自己減量化量	(D)の自己中間処理量から(E)の自己中間処理後量を差し引いた量
(H) 搬出量	(I)の自己最終処分量、(J)のその他、(K)の委託処理量の合計
(I) 自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量
(J) その他量	保管されている量、又は、それ以外の量
(K) 委託処理量	中間処理及び最終処分を委託した量
(L) 委託中間処理量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(O) 委託直接最終処分量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(M) 委託中間処理後量	(L)で中間処理された後の廃棄物量
(M1) 委託中間処理後再生利用量	(M)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(M2) 委託中間処理後最終処分量	(M)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(N) 委託減量化量	(L)の委託中間処理量から(M)の委託中間処理後量を差し引いた量
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(R) 再生利用量	排出事業者又は処理業者等で再生利用された量
(S) 資源化量	(B)の有償物量と(R)の再生利用量の合計
(T) 減量化量	排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量された量

第3節 調査の方法

1 調査方法の概要

調査は、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針 改訂版（平成22年4月 環境省）」に基づき、排出事業者へのアンケート調査（全数調査、標本調査）と既存資料（処分業者による処分実績報告等）を用いた調査を組み合わせ、産業廃棄物の排出量及び処理量を把握する方法で行った。

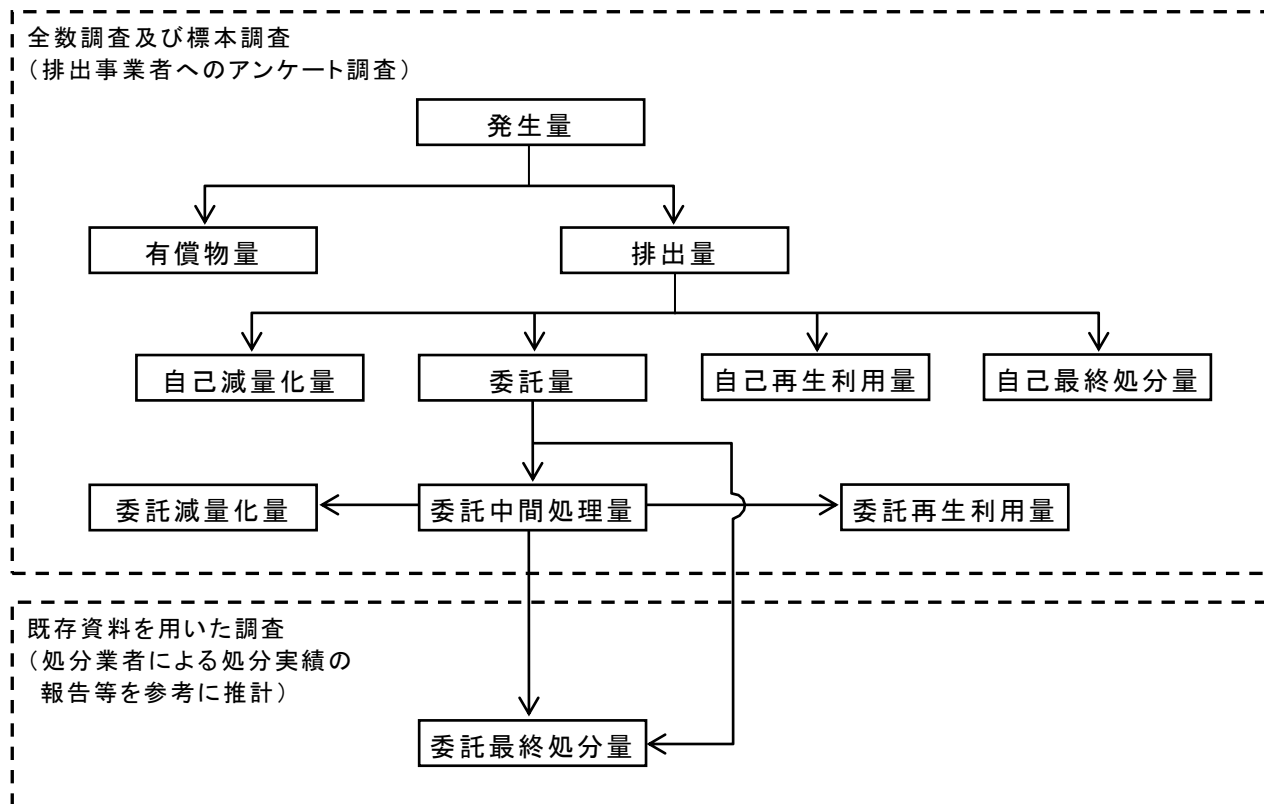


図 1-3-1 排出事業者へのアンケート調査等による方法

○水道業は、浄水場及び下水処理場の全施設に対してアンケート調査を実施した。

○水道業以外の業種は、抽出した事業者に対してアンケート調査を実施した。なお、建設業と製造業においては、業種毎の活動量指標を用いて調査対象全体の産業廃棄物の発生量を推計した。

2 標本調査について

標本調査は、郵便配布及び郵便回収によるアンケート調査により実施した。

回答を得た産業廃棄物の排出量及び処理状況に関する内容と産業廃棄物の排出量を説明する活動量指標(製造品出荷額等)を基に、県内の産業廃棄物の排出量等を推定した。

(1) 標本抽出方法

標本調査の抽出は、事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）を基に、業種別、従業者規模別、地域別に事業所を層別し、これらの各層ごとに実施した。

表 1-3-1 標本抽出方法

業 種	抽出方法等
建設業	○資本金 1 億円以上：全数抽出 ○資本金 1 億円未満：令和 5 年度産業廃棄物排出量が 1,000 t 以上の事業所を全数抽出
製造業	○従業者 50 人以上：全数抽出 ○従業者 50 人未満：令和 5 年度産業廃棄物排出量が 1,000 t 以上の事業所を全数抽出 ※ 上記に該当が無い業種等は、令和 2 年度秋田県産業廃棄物実態調査・令和 5 年度秋田県産業廃棄物実態調査フォローアップ等調査により発生量のあった事業所から抽出
電気・水道業	○電気業は令和 2 年度秋田県産業廃棄物実態調査の対象事業所（風力及び地熱の廃棄物が発生しない事業は除く） ○ガス業は令和 2 年度秋田県産業廃棄物実態調査の対象事業所 ○水道業は施設名簿より全数抽出

(2) アンケート調査項目

アンケート調査の項目は、活動量指標(製造品出荷額等)と廃棄物の排出量及び処理状況に関するものとし、調査票の形式は、各業種で排出される廃棄物や処理状況の特性を考慮して、次の 2 種類の調査票を作成した。

○建設業

○製造業及び電気・水道業

各調査票における調査項目の詳細は、本報告書の巻末のとおりである。

(3) 排出原単位の算出と調査対象全体の排出量の推定方法

1) 排出原単位の算出

排出原単位は、アンケート調査等によって得られた標本の業種別、種類別に集計した産業廃棄物量と、業種別の集計活動量指標から、図 1-3-2 の A 式により活動量指標単位当たりの産業廃棄物排出量（排出原単位）を算出した。

2) 調査対象全体の排出量の推定方法

1) で算出された排出原単位と、業種別の調査対象全体（母集団）における調査当該年度の活動量指標を用いて、図 1-3-2 の B 式によって調査対象全体の産業廃棄物の排出量を推定した。

① 排出原単位の算出		
A 式	$\alpha = W / O$	α : 産業廃棄物の排出原単位 W : 標本に基づく集計産業廃棄物排出量 O : 標本に基づく集計活動量指標
② 調査対象全体の発生量の推定方法		
B 式	$W' = \alpha \times O'$	W' : 調査当該年度の推定産業廃棄物排出量 O' : 調査当該年度の母集団の活動量指標

図 1-3-2 排出原単位の算出と排出量の推定計算の概念図

3) 活動量指標

本調査で推計に用いた活動量指標は、次のとおりである。

表 1-3-2 業種別の活動量指標

業 種	活動量指標	出 典
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計調査報告 令和 4 年度実績 (国土交通省)
製造業	製造品出荷額等	2023 年経済構造実態調査(経済産業省)
電気・水道業	従業者数	令和 3 年経済センサス活動調査(総務省)

※水道業は全数調査のため推定していない。

第4節 調査結果の利用上の留意事項

1 産業廃棄物の種類の区分

本報告書では、産業廃棄物の種類を3段階で設定した。

1段階	発生時点の種類
2段階	排出事業者の中間処理により変化した処理後の種類 例；木くず→（焼却）→〔燃え殻〕 注）1段階時点の種類と排出事業者の中間処理方法を用いて推定した。
3段階	委託中間処理により変化した処理後の種類 注）2段階時点の種類と委託中間処理方法を用いて推定した。

中間処理により廃棄物の種類が変化する場合がある。この場合において、中間処理後の変化した廃棄物の種類で記載した場合には「種類別：変換」と記載し、変化する前（発生時）の廃棄物の種類で記載した場合には「種類別：無変換」と表現した。

2 建設業の地域別排出量等の推計方法

建設業は他の業種と違い、事業所のある場所が廃棄物の排出場所ではなく、工事現場が廃棄物の排出場所となっている。本調査では、建設業の各地域別の量を算出するため、建設業における産業廃棄物の排出量全体を市町村内総生産（令和3年度秋田県市町村民経済計算（建設業））の割合で按分して算出した。

3 その他の業種の排出量等の推計方法

建設業、製造業、電気・水道業以外の業種（その他の業種）は、令和2年度の秋田県産業廃棄物実態調査報告書でとりまとめた結果をもとに、令和3年度経済センサス活動調査（総務省）を用いて推計した値を令和5年度実績とした。

その他の業種	情報通信業、運輸業、卸・小売業、物品賃貸業、 学術研究・専門サービス業、生活関連サービス業、 教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業
--------	---

4 単位と数値に関する処理

（1）単位に関する表示

本報告書の調査結果表においては、すべて1年間の量であることを示すため、図表の単位は「千t/年」で表示しているが、文章中においては、原則として「千トン」で記述している。

（2）数値の処理

本報告書に記載されている千トン表示の数値は、四捨五入しているために、総数と個々の合計とは一致しないものがある。なお、表中の空欄は、1トン/年以上の該当値がなかったもの、「0」表示は、500トン/年未満であることを示している。

また、構成比(%)はトン単位で算出しているため、四捨五入した千トン表示の数値で計算した場合と一致しないものがある。

5 特別管理産業廃棄物について

本報告書は、特別管理産業廃棄物を含めた結果を産業廃棄物として記載している（例：引火性廃油→廃油に含む、特定有害廃酸→廃酸に含む）。ただし、感染性産業廃棄物については、該当する産業廃棄物の種類がないため、「その他の産業廃棄物」に含めて集計した。

6 農業と鉱業から発生する産業廃棄物の取り扱い

農業と鉱業から発生する産業廃棄物は、前回調査との整合性や秋田県循環型社会形成推進基本計画の数値目標に含まれていないことなどから、第4章でのみ記載している。第4章以外の推計結果には、県内の農業と鉱業から発生する産業廃棄物は含まれていない。

第5節 標本抽出・回収結果

秋田県内に所在する総事業所数 46,849 件（令和 3 年経済センサス活動調査）のうち、アンケート調査の対象となったのは 8,104 事業所である。

このうち、業種特性、規模別特性等を考慮し、設定された業種別、従業者規模別の抽出条件を基に、574 事業所（抽出率 7.1%）を抽出し、アンケート調査を実施した。

回収された調査票は 480 件（回収率 83.6%）であり、このうち、廃業及び休業等の理由により無効となった調査票を除いた有効調査票は、467 事業所であった。

標本抽出・回収結果	
総事業所数	: 46,849 事業所
調査対象事業所数	: 8,104 事業所
アンケート送付事業所数	: 574 事業所
回答数	: 480 事業所
回収率	: 83.6 %
有効回答数	: 467 事業所

標本抽出及び回収結果は、表 1-5-1 のとおりであり、表中の項目の説明は次のとおりである。

- A 調査対象事業所数 : アンケート調査の対象とした業種の県内全体の事業所数
- B 抽出事業所数 : 調査対象事業所よりアンケート調査の対象として抽出した事業所数
- C 抽出率 : $B \div A \times 100$
- D 回収事業所数 : アンケート調査票を送付し調査票が回収（返送）された事業所数
- E 回収率 : $D \div B \times 100$
- F 有効調査票数 : 事業所の廃業及び休業等の理由により無効となった調査票を除いた数
- G 集計活動量指標値 : 有効調査票より入力した各業種の活動量指標値（従業者数、元請完成工事高、製造品出荷額等）の集計値
- H 母集団の活動量指標値 : 各業種の活動量指標値の県全体値（母集団値）
- I 指標カバー率 : 県全体（母集団）の活動量指標値に対する有効調査票による集計活動量指標値の割合 $G \div H \times 100$
- J 集計廃棄物発生量 : 有効調査票より入力した各業種の廃棄物の発生量の集計値
- K 推定廃棄物発生量 : 各業種の廃棄物の発生量の推定値
- L 捕捉率 : 推定した廃棄物量に対する集計廃棄物量の割合 $J \div K \times 100$
（捕捉率は10単位で算出しているため、表 1-5-1 の $J \div K$ と一致しない場合がある。）

表 1-5-1 標本抽出・回収結果

	(A) 調査対象 事業所数	(B) 抽出事業 所数	(C) 抽出率 (B) ÷ (A)	(D) 回収事業 所数	(E) 回収率 (D) ÷ (B)	(F) 有効調査 票数	(G) 集計活動 量指標値	(H) 母集団の 活動量指 標値	(I) 指標力 パー率 (G) ÷ (H)	(J) 集計廃棄 物発生量 ＜千 t＞	(K) 推定廃棄 物発生量 ＜千 t＞	(L) 捕捉率 (J) ÷ (K)
合計	8,104	574	7.1%	480	83.6%	467	--	--	--	2,069.8	2,686.0	77.1%
建設業	4,889	178	3.6%	149	83.7%	139	196,312	708,009	27.7%	266.9	792.0	33.7%
製造業	3,137	318	10.1%	261	82.1%	258	915,377	1,577,340	58.0%	830	921	90.1%
食料品	587	31	5.3%	20	64.5%	20	49,196	110,854	44.4%	19.4	32.3	60.1%
飲料・飼料	84	5	6.0%	3	60.0%	6	9,318	19,139	48.7%	4.0	4.5	88.6%
繊維	372	23	6.2%	21	91.3%	21	15,794	35,830	44.1%	3.1	3.4	91.6%
木材	250	10	4.0%	8	80.0%	8	36,549	94,455	38.7%	77.9	87.4	89.1%
家具	175	5	2.9%	4	80.0%	4	2,965	8,936	33.2%	0.5	1.4	33.2%
パルプ・紙	25	5	20.0%	4	80.0%	4	30,124	30,124	100.0%	461.9	461.9	100.0%
印刷	144	5	3.5%	5	100.0%	5	2,279	9,625	23.7%	0.4	1.5	23.7%
化学	25	5	20.0%	5	100.0%	5	57,772	67,158	86.0%	16.2	16.6	98.0%
石油・石炭	29	5	17.2%	5	100.0%	5	2,240	5,730	39.1%	0.3	0.9	39.0%
プラスチック	75	10	13.3%	8	80.0%	8	12,197	30,640	39.8%	5.3	8.9	60.0%
ゴム	17	5	29.4%	5	100.0%	5	4,952	4,952	100.0%	0.2	0.2	99.9%
皮革	60	5	8.3%	4	80.0%	3	219	1,341	16.3%	0.0	0.0	16.3%
窯業・土石	129	18	14.0%	17	94.4%	16	14,245	39,833	35.8%	28.4	61.8	46.0%
鉄鋼	42	7	16.7%	6	85.7%	6	15,950	29,304	54.4%	12.2	17.4	70.5%
非鉄金属	27	11	40.7%	10	90.9%	9	68,141	70,665	96.4%	150.0	150.2	99.8%
金属	256	27	10.5%	21	77.8%	20	45,803	94,309	48.6%	4.8	9.9	48.6%
はん用機器	62	7	11.3%	5	71.4%	5	6,393	30,078	21.3%	0.4	1.7	21.3%
生産用機器	216	36	16.7%	30	83.3%	30	93,351	163,203	57.2%	8.4	12.1	69.8%
業務用機器	47	18	38.3%	18	100.0%	18	84,842	102,112	83.1%	12.1	13.6	89.0%
電子部品	127	46	36.2%	35	76.1%	34	293,274	513,040	57.2%	19.6	28.4	69.1%
電気機器	72	11	15.3%	8	72.7%	7	13,326	32,149	41.5%	0.5	1.2	41.5%
情報通信機器	15	5	33.3%	4	80.0%	4	6,817	7,191	94.8%	0.2	0.2	94.9%
輸送機器	45	13	28.9%	12	92.3%	12	46,822	63,793	73.4%	4.1	5.6	73.9%
その他	256	5	2.0%	3	60.0%	3	2,807	12,879	21.8%	0.0	0.1	22.1%
電気・水道業	78	78	100.0%	70	89.7%	70	--	--	--	972.9	972.9	100.0%
電気業	13	13	100.0%	12	92.3%	12	--	--	--	512.5	512.5	100.0%
ガス業	3	3	100.0%	2	66.7%	2	--	--	--	0.0	0.0	100.0%
上水道業	27	27	100.0%	24	88.9%	24	--	--	--	56.6	56.6	100.0%
下水道業	35	35	100.0%	32	91.4%	32	--	--	--	403.8	403.8	100.0%
(活動量指標の内容) 建設業：元請完成工事高（百万円） 製造業：製造品出荷額等（百万円）												

第 2 章 調査結果

令和 5 年度に秋田県で発生した産業廃棄物の推計結果は以下のとおりである。

なお、情報通信業等のその他の業種については、今年度は標本調査の対象ではないため、令和 2 年度の秋田県産業廃棄物実態調査報告書をもとに整理した。

第 1 節 結果の概要

発生量は 2,710 千トンで、有償物量は 213 千トン、有償物量を除いた排出量は 2,498 千トン、搬出量は 1,486 千トンとなっている。

表 2-1-1 発生・排出、処理状況

(単位:千t/年)

発生量	有償物量	排出量	搬出量
2,710 (100.0%)	213 (7.9%)	2,498 (92.1%)	1,486 (54.8%)

※搬出量とは、排出事業所内で減量（再生利用又は中間処理による減量化量）
された量を除いたもの。

（ ）内のパーセントは発生量に対する割合である。

令和 5 年度の排出量に対する再生利用量の割合(以下、再生利用率という)は 43.9 %、
減量化量の割合(以下、減量化率という)は 40.5 %、最終処分量の割合(以下、最終処分
率という)は 15.6%となっている。

表 2-1-2 処理・処分状況

(単位:千t/年)

排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	その他量
2,498 (100.0%)	1,096 (43.9%)	1,012 (40.5%)	390 (15.6%)	0 (0.0%)

※（ ）内のパーセントは排出量に対する割合である。

第 2 節 排出状況

1 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥が 1,040 千トン（41.6％）で最も多く、次いで、がれき類が 605 千トン（24.2％）、以下、その他の産業廃棄物が 351 千トン（14.1％）、鉱さいが 150 千トン（6.0％）、木くずが 94 千トン（3.8％）等となっている。

その他の産業廃棄物の割合が高い要因としては、令和 2 年 3 月から営業運転を開始した電気業の石炭火力発電所が、ばいじんと燃え殻を一緒に合わせた状態で排出する構造であり、混合物（ばいじん、燃え殻）として排出されているためである。

なお、汚泥は排出時においては多量であるが、排出事業者自らによる脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されるため、搬出量ベースで見ると 123 千トン（8.3％）となる。

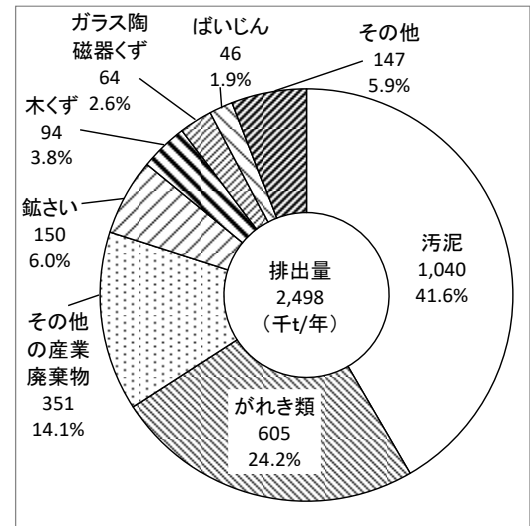


図 2-2-1 種類別排出量

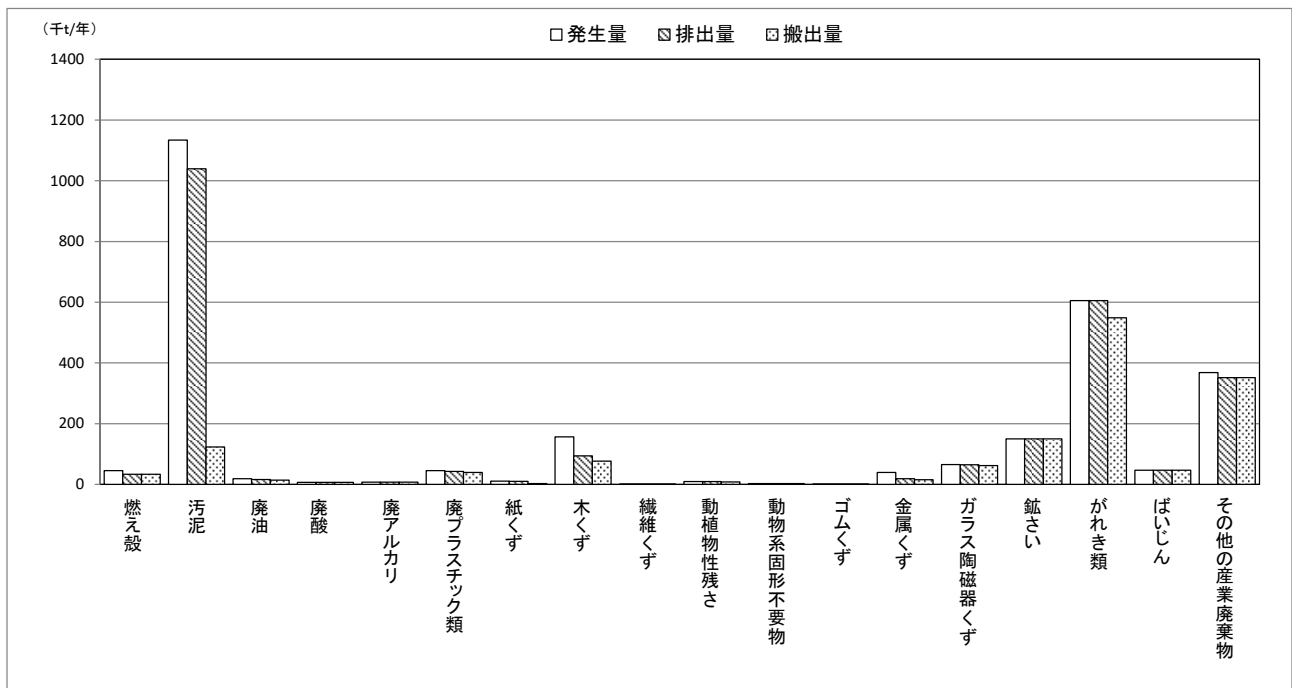


図 2-2-2 種類別の発生量、排出量、搬出量

2 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、電気・水道業が 851 千トン（34.1％）で最も多く、以下、製造業が 833 千トン（33.3％）、建設業が 791 千トン（31.7％）となっており、この 3 業種で排出量全体の 99.1％を占めている。

なお、電気・水道業と製造業から排出される汚泥は、脱水等の自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量でみると電気・水道業が 411 千トン（27.7％）、製造業が 326 千トン（22.0％）となる。

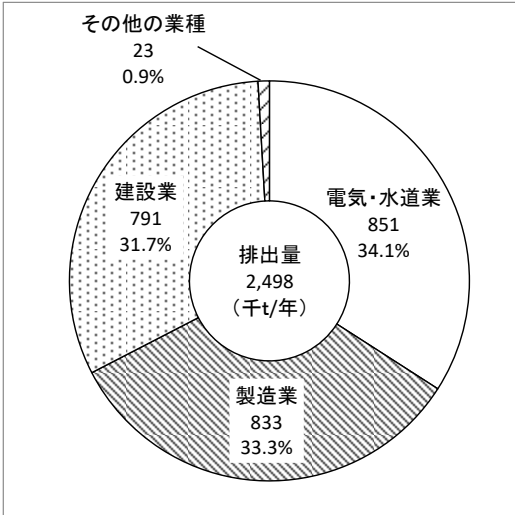
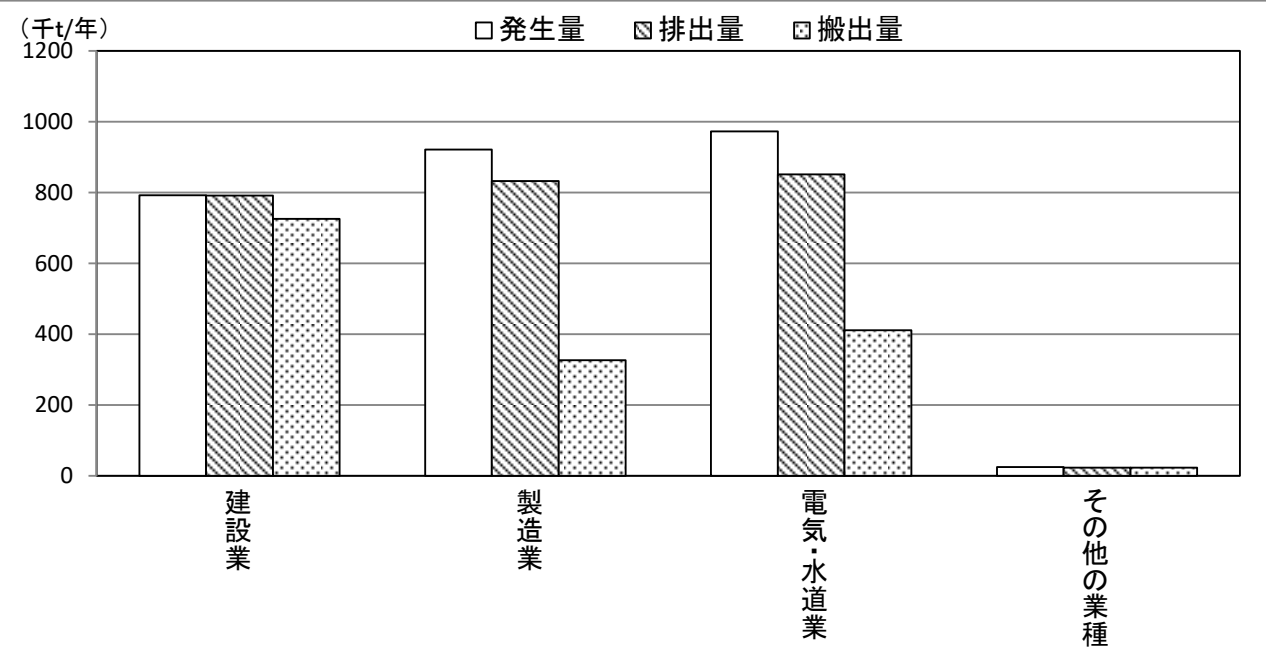


図 2-2-3 業種別排出量



業 種 (千t/年)	合計	建設業	製造業	電気・水道業	その他の業種
発 生 量	2,710 (100%)	792 (29.2%)	921 (34.0%)	973 (35.9%)	24 (0.9%)
排 出 量	2,498 (100%)	791 (31.7%)	833 (33.3%)	851 (34.1%)	23 (0.9%)
搬 出 量	1,486 (100%)	726 (48.9%)	326 (22.0%)	411 (27.7%)	23 (1.5%)

図 2-2-4 業種別の発生量、排出量、搬出量

3 業種別・種類別の排出状況

業種別・種類別の排出量は、表 2-2-1 のとおりである。

表 2-2-1 業種別・種類別の排出量

(単位：千t/年)

業 種 種 類	合 計	建設業	製造業	電気・水道業	その他の業種
合 計	2,498 (100%)	791 (31.7%)	833 (33.3%)	851 (34.1%)	23 (0.9%)
燃え殻	33 (1.3%)	2	11	21	0
汚泥	1,040 (41.6%)	51	519	467	3
廃油	16 (0.6%)	0	13	0	2
廃酸	6 (0.3%)	0	6		0
廃アルカリ	7 (0.3%)	0	7		0
廃プラスチック類	43 (1.7%)	10	24	1	8
紙くず	10 (0.4%)	1	10		0
木くず	94 (3.8%)	77	17		0
繊維くず	1 (0.0%)	0	0		
動植物性残さ	9 (0.4%)		9		
動物系固形不要物	2 (0.1%)		2		
ゴムくず	0 (0.0%)		0		0
金属くず	19 (0.8%)	12	5	0	2
ガラス陶磁器くず	64 (2.6%)	21	43	0	0
鉱さい	150 (6.0%)		150		
がれき類	605 (24.2%)	604	1	1	1
ばいじん	46 (1.9%)		15	31	
その他の産業廃棄物	351 (14.1%)	14	1	330	6

(注1) 表中の「0」は1t以上500t未満で、空欄は1t未満。

(注2) 千t未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

4 地域別の排出状況

排出量を地域別にみると、秋田市が1,106千トン（44.3%）で最も多く、以下、県北地域が821千トン（32.9%）、県央地域が328千トン（13.1%）、県南地域が243千トン（9.7%）となっている。

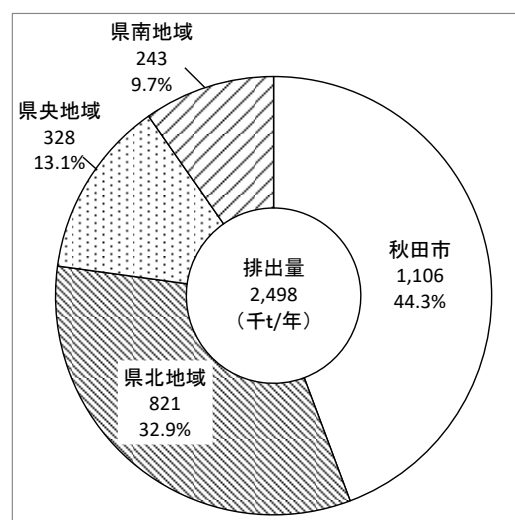
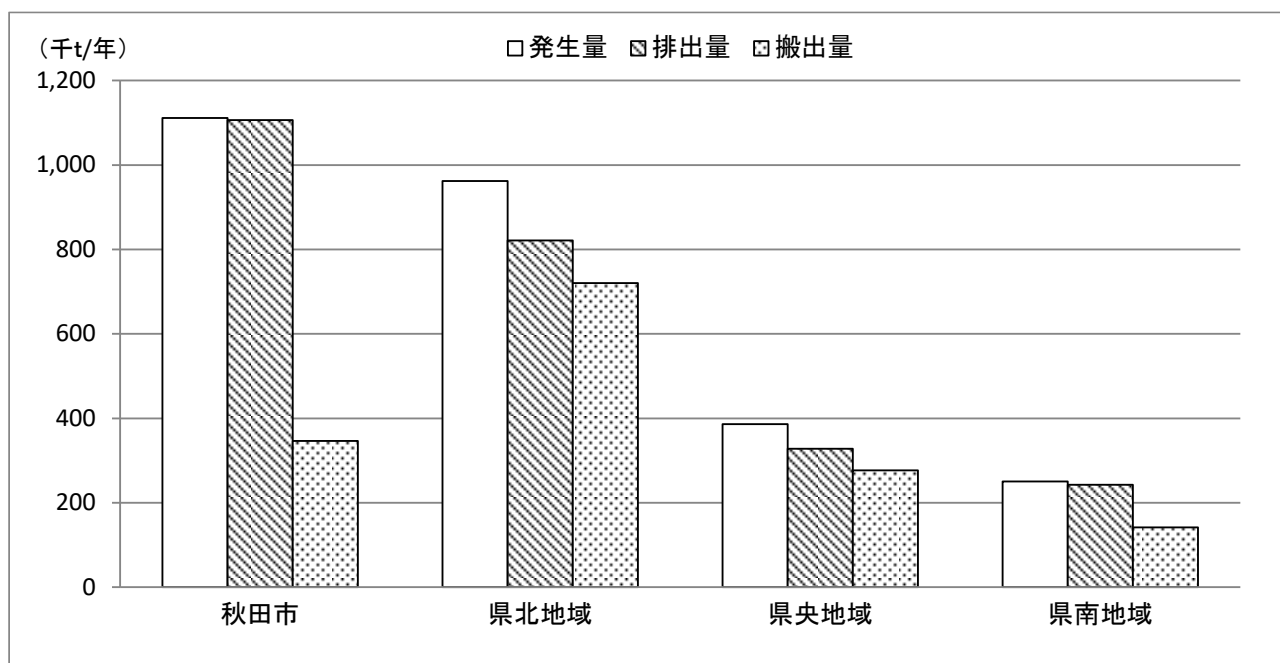


図 2-2-5 地域別排出量の内訳



(単位: 千t/年)

	合計	秋田市	県北地域	県央地域	県南地域
発 生 量	2,710 (100%)	1,112 (41.0%)	962 (35.5%)	386 (14.2%)	250 (9.2%)
排 出 量	2,498 (100%)	1,106 (44.3%)	821 (32.9%)	328 (13.1%)	243 (9.7%)
搬 出 量	1,486 (100%)	347 (23.3%)	720 (48.5%)	277 (18.6%)	142 (9.6%)

図 2-2-6 地域別の発生量、排出量、搬出量

第3節 処理状況

1 処理・処分状況の概要

令和5年度の1年間に秋田県内で発生した産業廃棄物の発生量は2,710千トンで、有償物量は213千トン、排出量は2,498千トンとなっている。

排出量2,498千トンのうち、排出事業者自らの中間処理による減量(920千トン)及び再生利用(92千トン)を除いた搬出量は1,486千トン(排出量の59.5%)となっている。

搬出量1,486千トンは、自己最終処分量(123千トン)及び委託処理量(1,363千トン)、保管等のその他量(0千トン)に区分される。

委託処理量1,363千トンのうち、業者中間処理による減量化量が92千トン、再生利用量が1,004千トン、最終処分量が267千トンとなっている。

県内で排出した産業廃棄物は最終的に、減量化量が1,012千トン(排出量の40.5%)、再生利用量が1,096千トン(同43.9%)、最終処分量が390千トン(同15.6%)となっている。

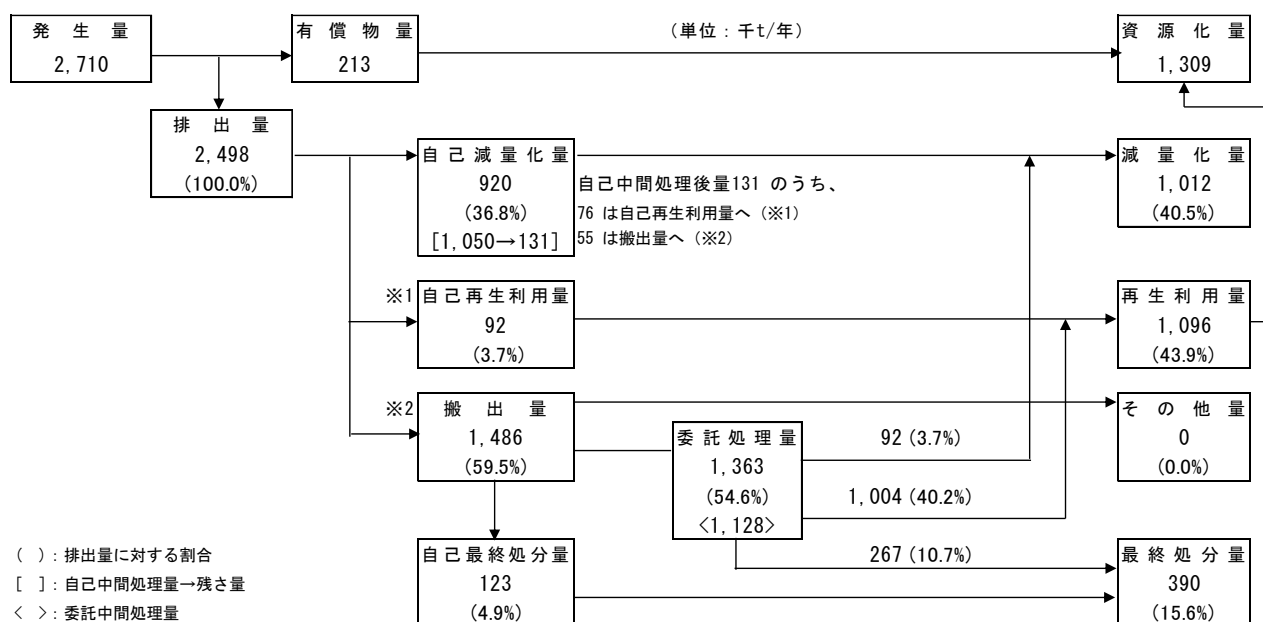
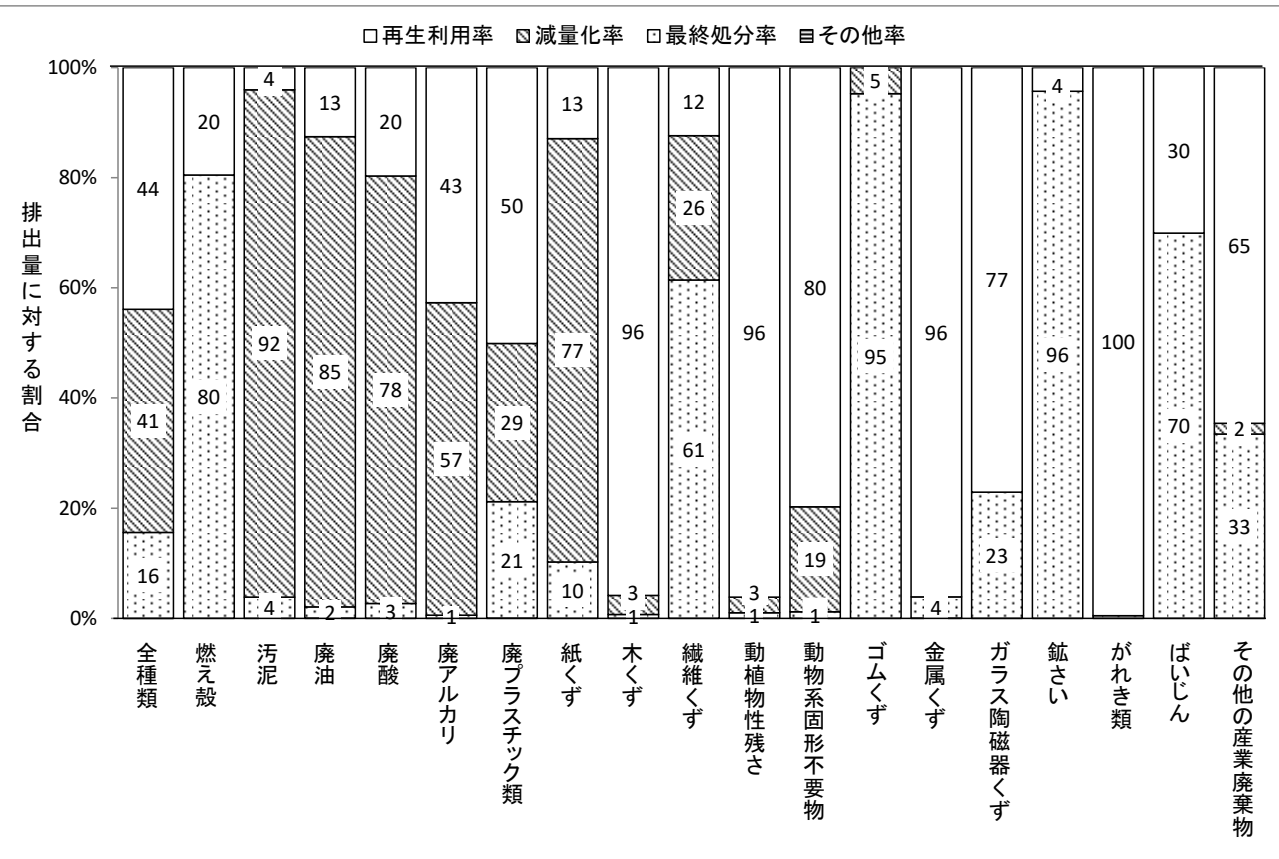


図 2-3-1 処理・処分状況

2 種類別及び業種別にみた再生利用率、減量化率、最終処分率

排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比は、種類別にみると図 2-3-2 に示すとおりであり、業種別にみると図 2-3-3 に示すとおりである。



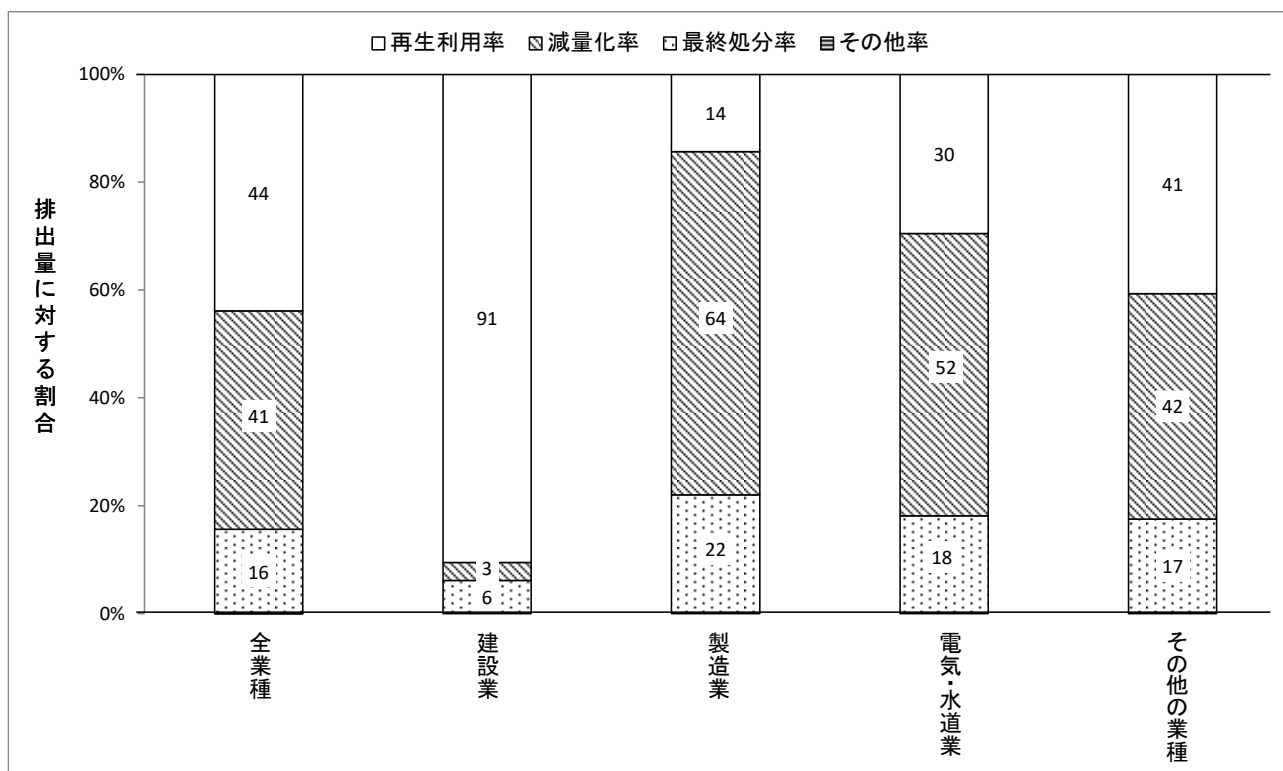
種類・無変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	2,498 (100%)	33 (100%)	1,040 (100%)	16 (100%)	6 (100%)	7 (100%)	43 (100%)	10 (100%)	94 (100%)	1 (100%)	9 (100%)	2 (100%)	0 (100%)	19 (100%)	64 (100%)	150 (100%)	605 (100%)	46 (100%)	351 (100%)
再生利用量	1,096 (43.9%)	6 (19.5%)	42 (4.0%)	2 (12.6%)	1 (19.7%)	3 (42.7%)	21 (50.1%)	1 (12.9%)	90 (95.8%)	0 (12.4%)	9 (96.1%)	2 (80%)		18 (96.1%)	50 (77.1%)	6 (4.3%)	602 (99.5%)	14 (30.1%)	227 (64.6%)
減量化量	1,012 (40.5%)		958 (92.1%)	14 (85.4%)	5 (77.6%)	4 (56.7%)	12 (28.7%)	8 (76.9%)	3 (3.5%)	0 (26.2%)	0 (2.8%)	0 (19%)	0 (4.8%)						7 (1.9%)
最終処分量	390 (15.6%)	27 (80.5%)	40 (3.8%)	0 (2.0%)	0 (2.7%)	0 (0.6%)	9 (21.1%)	1 (10.2%)	1 (0.7%)	0 (61.4%)	0 (1.0%)	0 (1%)	0 (95.2%)	1 (3.9%)	15 (22.9%)	143 (95.7%)	3 (0.5%)	32 (69.9%)	118 (33.5%)
その他量	0 (0.0%)			0 (0.0%)			0 (0.0%)							0 (0.0%)					

注1) 廃油、廃酸、廃アルカリ等に最終処分量が表示されているが、実際には、中間処理により燃え殻となったものが最終処分されている。
しかし、この表における再生利用量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

(参考)

発生量	2,710 (100%)	45 (100%)	1,134 (100%)	18 (100%)	6 (100%)	7 (100%)	45 (100%)	11 (100%)	157 (100%)	1 (100%)	9 (100%)	2 (100%)	0 (100%)	39 (100%)	65 (100%)	150 (100%)	605 (100%)	46 (100%)	368 (100%)
有償物量	213 (7.9%)	12 (26.4%)	94 (8.3%)	3 (13.7%)	0 (0.1%)	0 (0.5%)	3 (5.9%)	0 (4.1%)	62 (39.9%)		0 (3.8%)		0 (1.2%)	21 (52.0%)	1 (1.3%)	0 (0.1%)			17 (4.5%)

図 2-3-2 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比



業 種 (千t/年)	合 計	建設業	製造業	電気・水道業	その他の業種
排 出 量	2,498 (100%)	791 (100%)	833 (100%)	851 (100%)	23 (100%)
再 生 利 用 量	1,096 (43.9%)	716 (90.5%)	119 (14.3%)	251 (29.5%)	9 (40.7%)
減 量 化 量	1,012 (40.5%)	26 (3.3%)	530 (63.7%)	446 (52.4%)	10 (41.8%)
最 終 処 分 量	390 (15.6%)	49 (6.1%)	183 (22.0%)	154 (18.1%)	4 (17.4%)
そ の 他 量	0 (0.0%)				0 (0.1%)

(参考)

発 生 量	2,710 (100%)	792 (100%)	921 (100%)	973 (100%)	24 (100%)
有 償 物 量	213 (7.9%)	1 (0.1%)	88 (9.6%)	122 (12.5%)	2 (7.0%)

図 2-3-3 業種別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比

3 自己中間処理状況

自己中間処理量は 1,050 千t/年となっており、排出量の 42.1%を占めている。

種類別に排出量に対する自己中間処理量の割合でみると、汚泥が 91.2%で最も高く、次いで紙くずが 83.3%、ガラス陶磁器くずが 34.0%となっている。

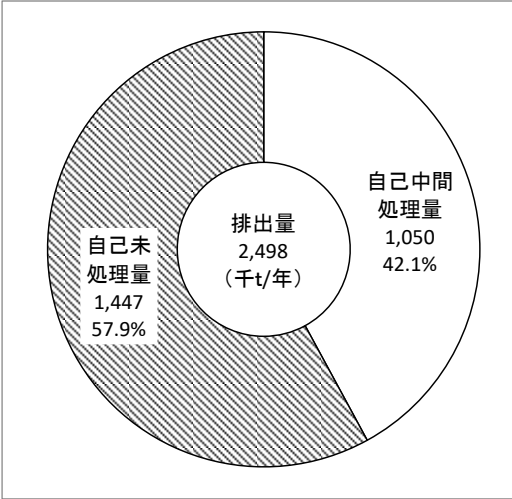
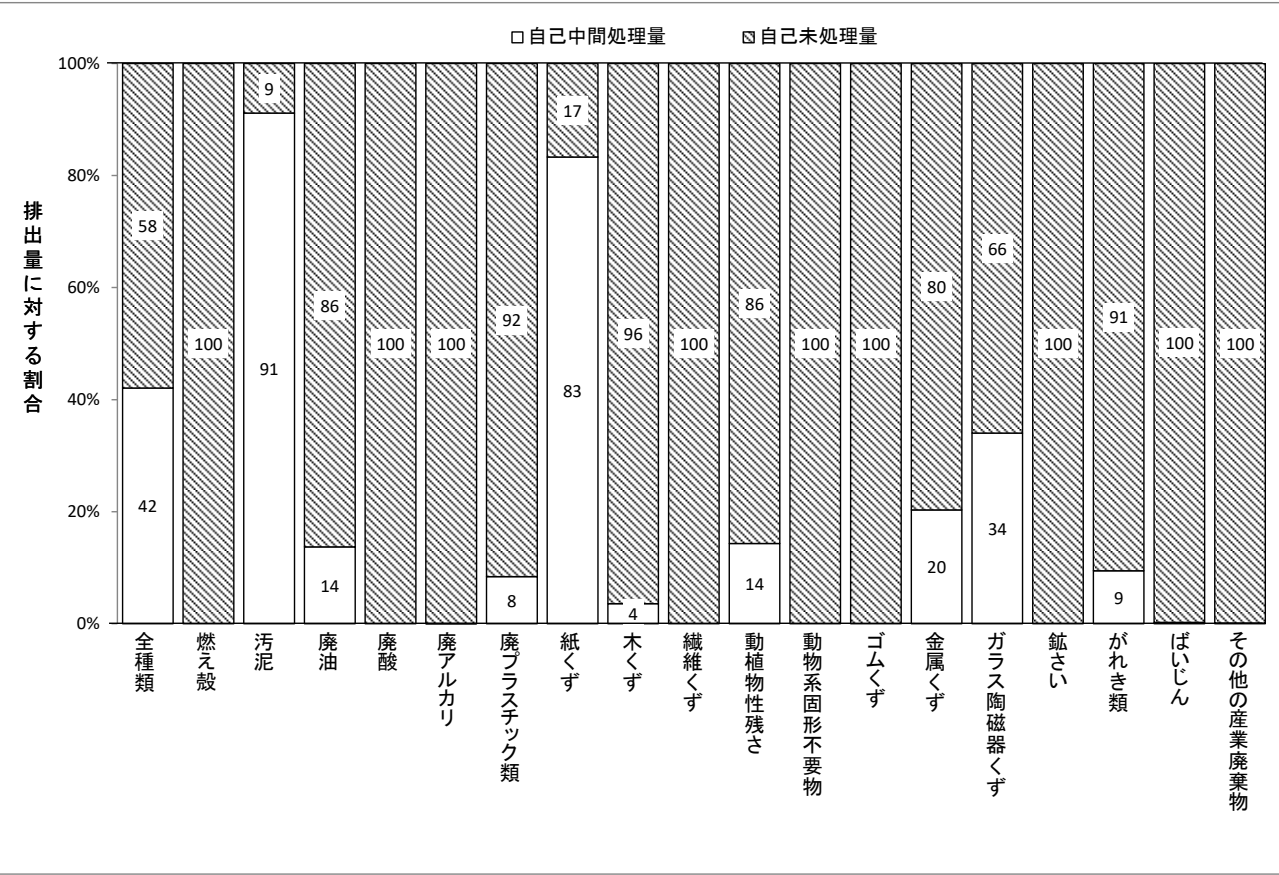


図 2-3-4 自己中間処理量及び自己未処理量の構成比



種類:無変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	2,498 (100%)	33 (100%)	1,040 (100%)	16 (100%)	6 (100%)	7 (100%)	43 (100%)	10 (100%)	94 (100%)	1 (100%)	9 (100%)	2 (100%)	0 (100%)	19 (100%)	64 (100%)	150 (100%)	605 (100%)	46 (100%)	351 (100%)
自己中間処理量	1,050 (42.1%)		948 (91.2%)	2 (13.7%)		0 (0.0%)	4 (8.4%)	9 (83.3%)	3 (3.6%)		1 (14.3%)			4 (20.3%)	22 (34.0%)		57 (9.5%)	0 (0.2%)	1 (0.1%)
(自己減量化量)	920 (36.8%)		908 (87.4%)	2 (13.4%)			1 (1.4%)	8 (75.1%)	1 (0.8%)										0 (0.0%)
自己未処理量	1,447 (57.9%)	33 (100%)	92 (8.8%)	14 (86.3%)	6 (100%)	7 (100%)	39 (91.6%)	2 (16.7%)	91 (96.4%)	1 (100%)	8 (85.7%)	2 (100%)	0 (100%)	15 (79.7%)	43 (66.0%)	150 (100%)	548 (90.5%)	46 (100%)	351 (100%)

図 2-3-5 種類別の排出量に対する自己中間処理量、自己未処理量の構成比

4 委託処理状況

委託処理量は 1,363 千トンであり、排出量の 54.6%を占めている。

種類別にみると、がれき類が 549 千トン（40.2%）で最も多く、次いで、その他の産業廃棄物が 351 千トン（25.8%）、以下、汚泥が 108 千トン（7.9%）、木くずが 76 千トン（5.6%）、ガラス陶磁器くずが 62 千トン（4.5%）となっている。

委託処理量 1,363 千トンのうち、委託直接最終処分量は 235 千トン（委託処理量の 17.2%）、委託中間処理量は 1,128 千トン（同 82.8%）となっている。

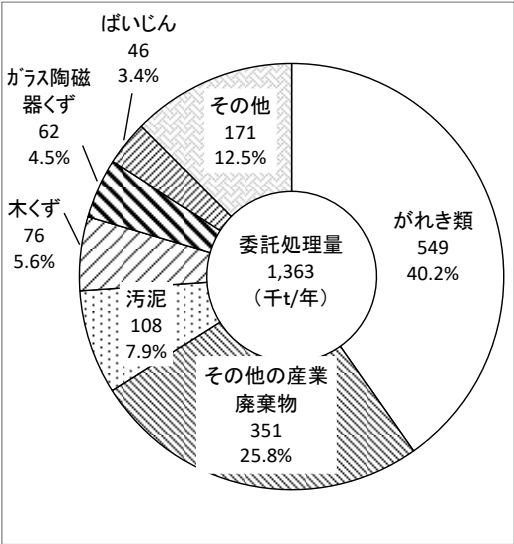
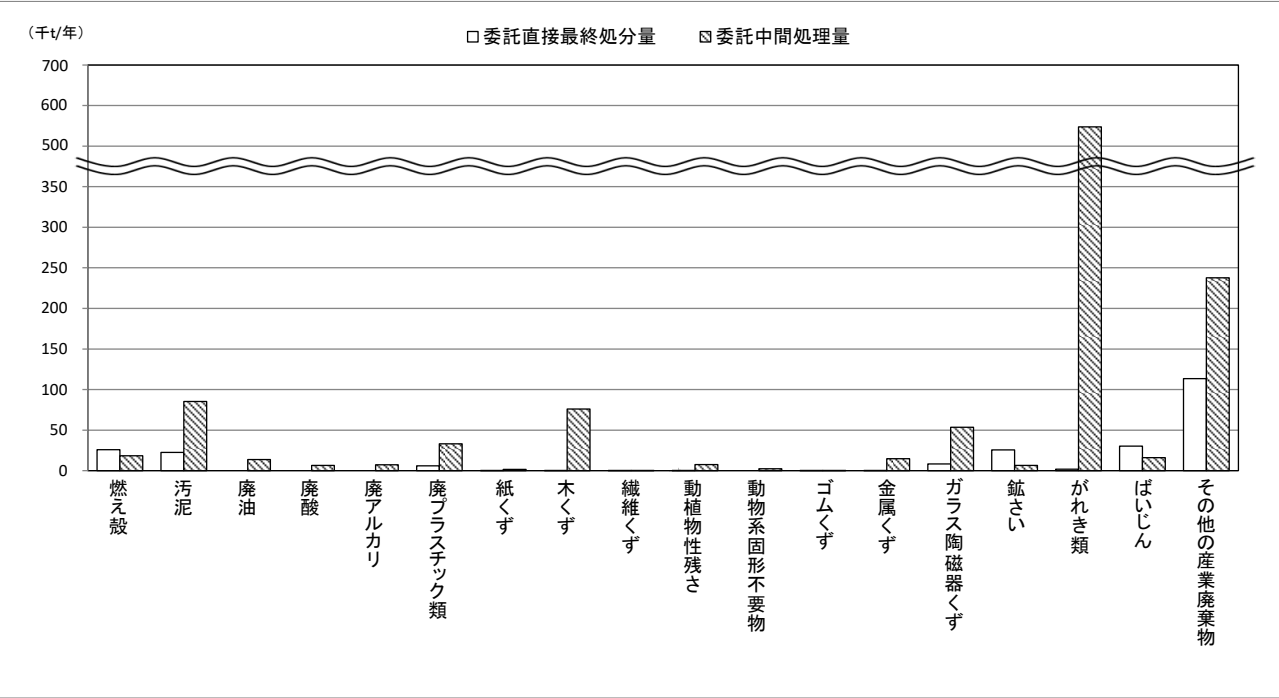


図 2-3-6 種類別委託処理量の構成比



種類:変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
委託処理量	1,363 (100%)	44 (3.3%)	108 (7.9%)	14 (1.0%)	6 (0.5%)	7 (0.5%)	39 (2.9%)	2 (0.1%)	76 (5.6%)	1 (0.0%)	8 (0.6%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	15 (1.1%)	62 (4.5%)	32 (2.4%)	549 (40.2%)	46 (3.4%)	351 (25.8%)
委託直接最終処分量	235 (100%)	26 (11.0%)	23 (9.6%)				6 (2.6%)	0 (0.1%)	0 (0.2%)	0 (0.2%)	0 (0.0%)		0 (0.0%)	0 (0.2%)	8 (3.5%)	26 (10.9%)	2 (0.8%)	30 (12.8%)	114 (48.2%)
委託中間処理量	1,128 (100%)	18 (1.6%)	85 (7.6%)	14 (1.2%)	6 (0.6%)	7 (0.6%)	33 (2.9%)	2 (0.1%)	76 (6.7%)	0 (0.0%)	8 (0.7%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	15 (1.3%)	54 (4.7%)	6 (0.6%)	547 (48.5%)	16 (1.4%)	238 (21.1%)

図 2-3-7 種類別の委託処理量

5 最終処分状況

最終処分量は 390 千トンとなっており、排出量の 15.6%を占めている。

種類別にみると、鉱さいが 143 千トン（36.7%）で最も多く、次いで、その他の産業廃棄物が 117 千トン（30.0%）、以下、燃え殻が 37 千トン（9.4%）、汚泥が 33 千トン（8.5%）等となっている。

最終処分量 390 千トンの処理を主体別にみると、排出事業者自らの自己最終処分量が 123 千トン（最終処分量の 31.5%）、処理業者及び県等の公共施設での委託最終処分量が 267 千トン（同 68.5%）となっている。

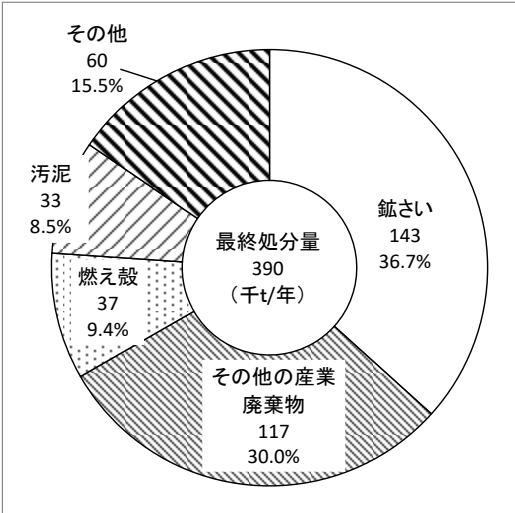
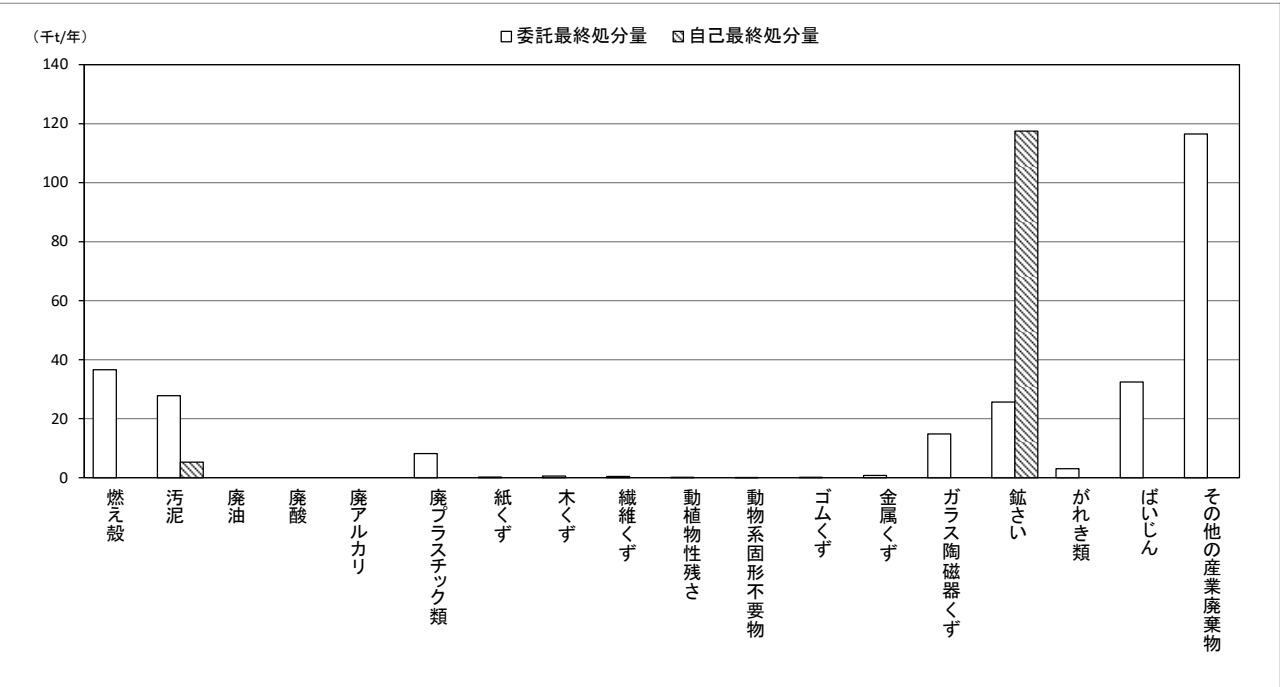


図 2-3-8 種類別最終処分量の構成比



種類:変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
最終処分量	390 (100%)	37 (9.4%)	33 (8.5%)				8 (2.1%)	0 (0.1%)	0 (0.1%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	15 (3.8%)	143 (36.7%)	3 (0.8%)	32 (8.3%)	117 (30.0%)
委託最終処分量	267 (100%)	37 (13.7%)	28 (10.4%)				8 (3.0%)	0 (0.1%)	0 (0.2%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	15 (5.5%)	26 (9.6%)	3 (1.1%)	32 (12.1%)	117 (43.6%)
自己最終処分量	123 (100%)		5 (4.3%)													117 (95.7%)			

図 2-3-9 種類別の最終処分量

6 再生利用状況

再生利用量は 1,096 千トンとなっており、排出量の 43.9%を占めている。

種類別にみると、がれき類が 602 千トン (55.0%) で最も多く、以下、その他の産業廃棄物が 227 千トン (20.7%)、木くずが 90 千トン (8.2%)、ガラス陶磁器くずが 50 千トン (4.5%)、汚泥が 34 千トン (3.1%) 等となっている。

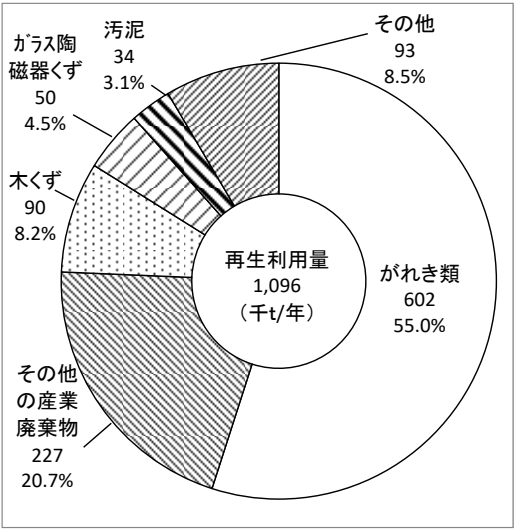
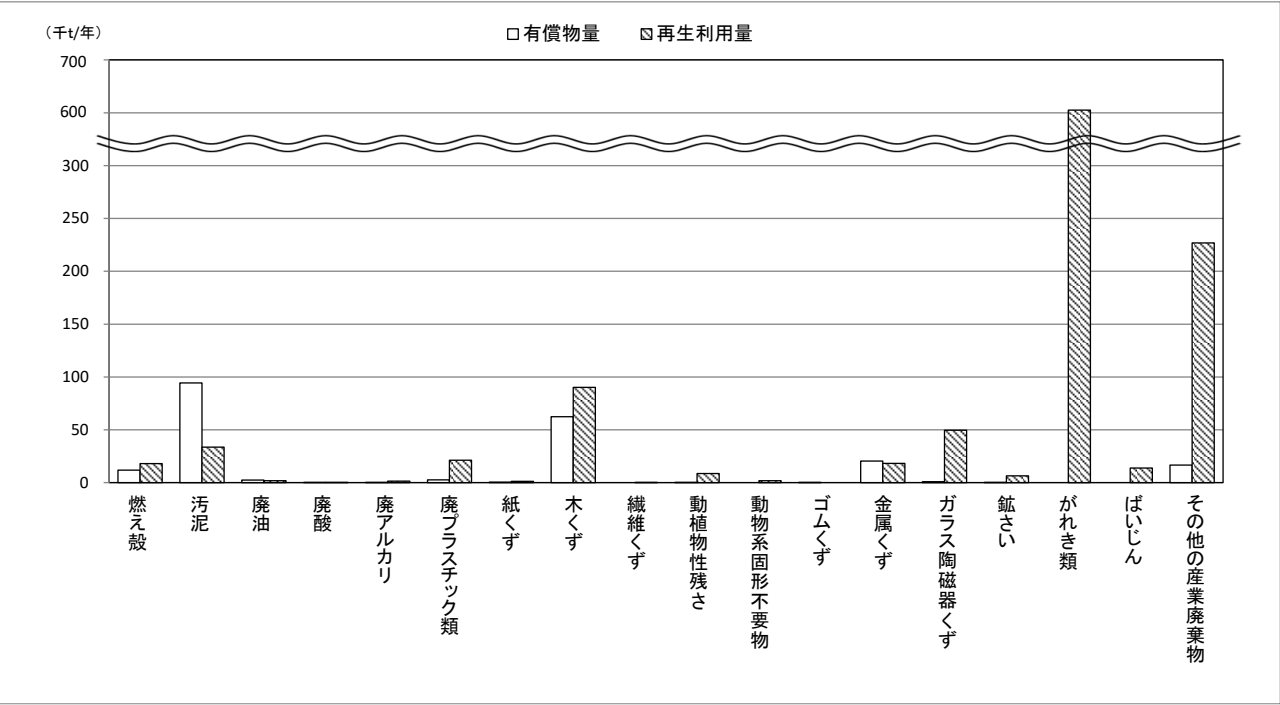


図 2-3-10 種類別の再生利用量の構成比



種類:変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
再生利用量	1,096 (100%)	18 (1.7%)	34 (3.1%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	21 (1.9%)	1 (0.1%)	90 (8.2%)	0 (0.0%)	9 (0.8%)	2 (0.2%)		18 (1.7%)	50 (4.5%)	6 (0.6%)	602 (55.0%)	14 (1.3%)	227 (20.7%)
有償物量	213 (100%)	12 (5.6%)	94 (44.3%)	3 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.3%)	0 (0.2%)	62 (29.4%)		0 (0.2%)		0 (0.0%)	21 (9.6%)	1 (0.4%)	0 (0.1%)			17 (7.8%)
資源化量	1,309 (100%)	30 (2.3%)	128 (9.8%)	4 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	24 (1.8%)	2 (0.1%)	153 (11.7%)	0 (0.0%)	9 (0.7%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	39 (3.0%)	51 (3.9%)	7 (0.5%)	602 (46.0%)	14 (1.1%)	244 (18.6%)

図 2-3-11 種類別の再生利用量

7 発生量及び処理状況の流れ図

発生した産業廃棄物の処理の流れは、図 2-3-12 に示すとおりである。

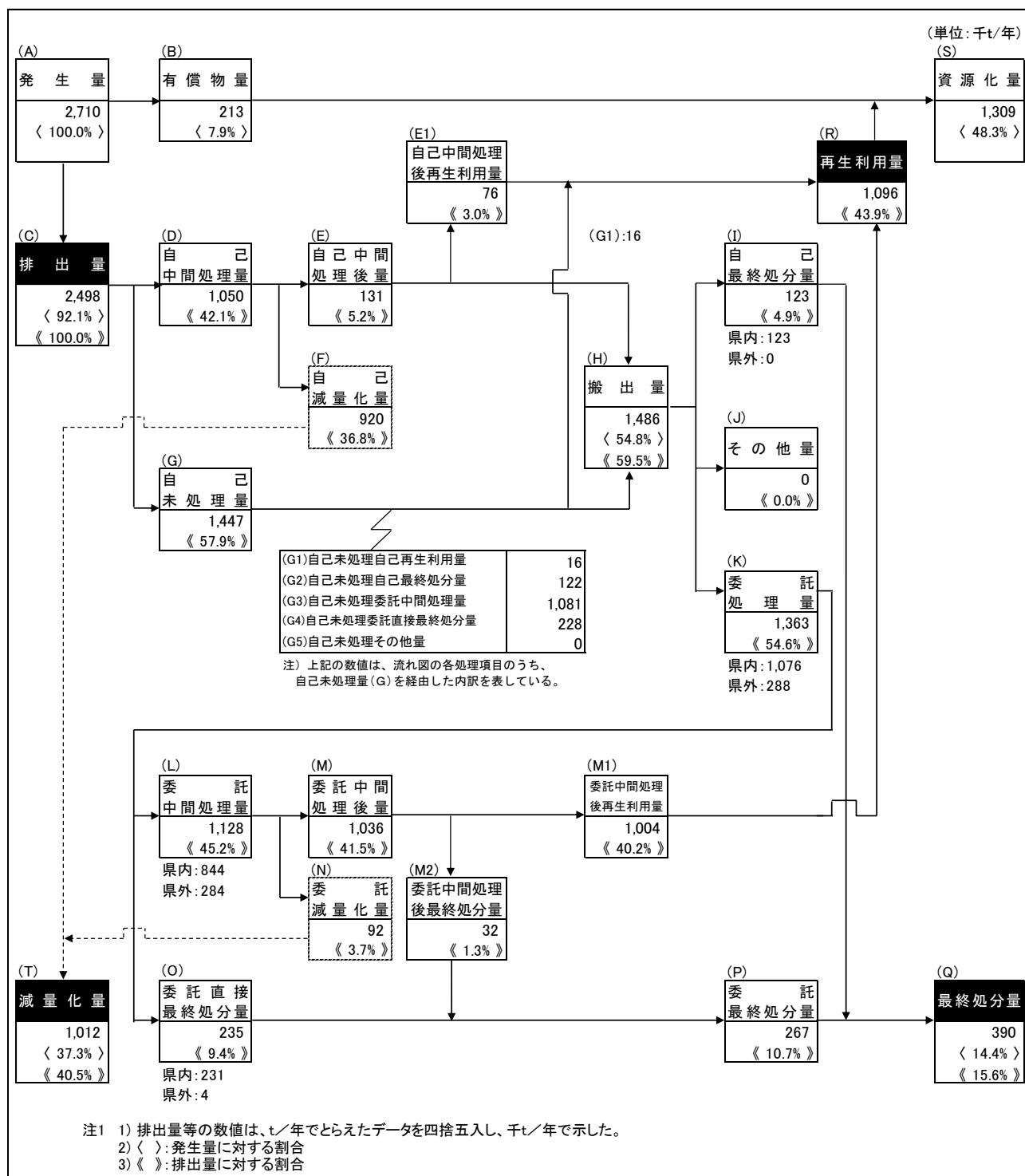


図 2-3-12 発生及び処理状況の流れ図

第3章 業種別の調査結果

第1節 建設業

1 概要

建設業からの排出量は791千トンで、県全体の排出量の31.7%を占めている。

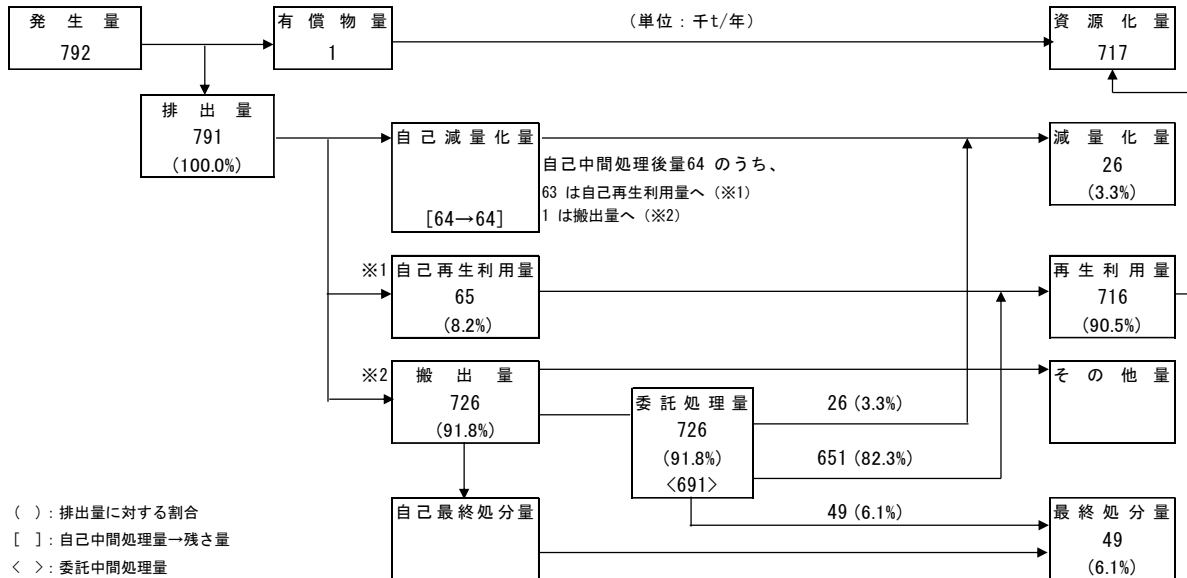


図 3-1-1 建設業の処理・処分状況

2 排出及び処理状況

排出量を種類別にみると、がれき類の604千トン（建設業の排出量の76.3%）と木くずの77千トン（同9.7%）、汚泥の51千トン（同6.4%）で建設業全体の92.4%を占めている。

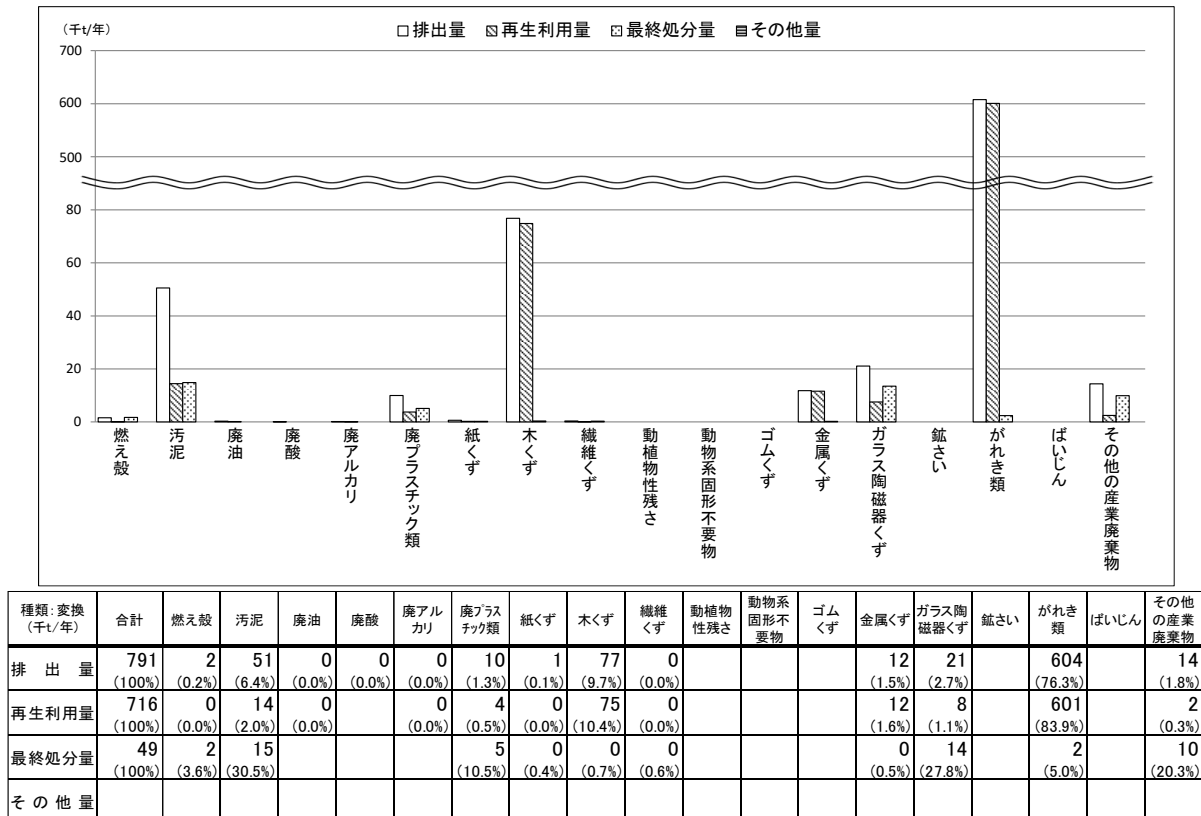


図 3-1-2 種類別の排出量、再生利用量、最終処分量

排出された 791 千トンの処理・処分状況をみると、26 千トン（3.3%）が減量化され、再生利用量は 716 千トン（90.5%）、最終処分量は 49 千トン（6.1%）となっている。

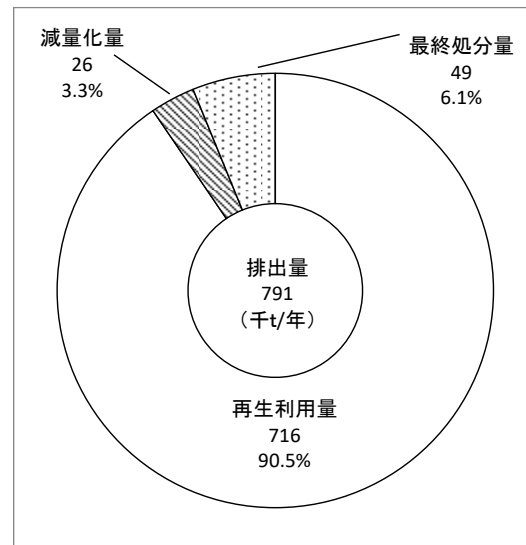
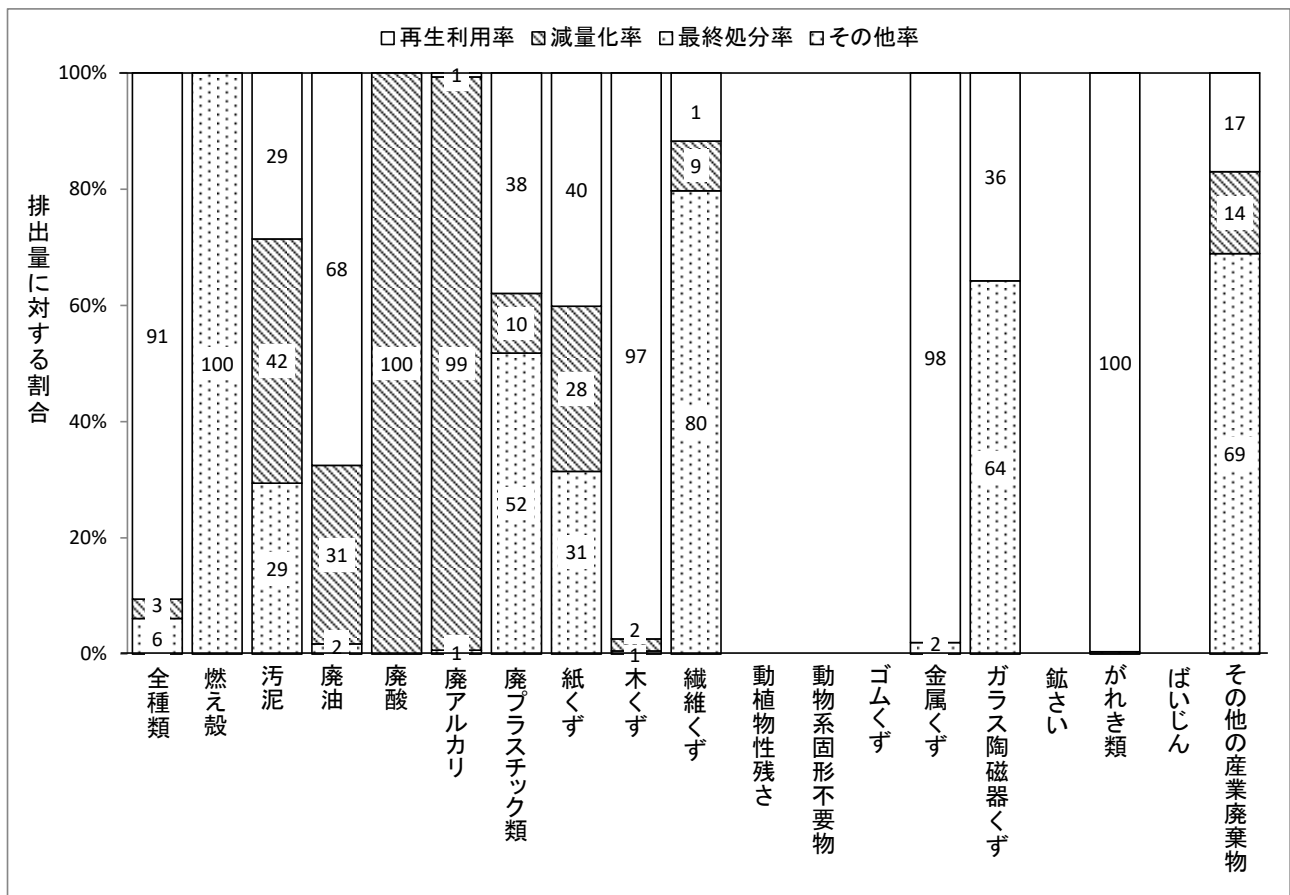


図 3-1-3 建設業の排出量に対する処理・処分状況の構成比



種類:無変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	791	2	51	0	0	0	10	1	77	0				12	21		604		14
再生利用量	716		14	0		0	4	0	75	0				12	8		601		2
減量化量	26		21	0	0	0	1	0	2	0									2
最終処分量	49	2	15	0		0	5	0	0	0				0	14		2		10
その他量																			

注1) 廃油に最終処分量が表示されているが、実際には、中間処理により燃え殻や汚泥となったものが最終処分されている。
この表における再生利用量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

図 3-1-4 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比

発生した産業廃棄物の処理・処分の流れは、図 3-1-5 のとおりである。

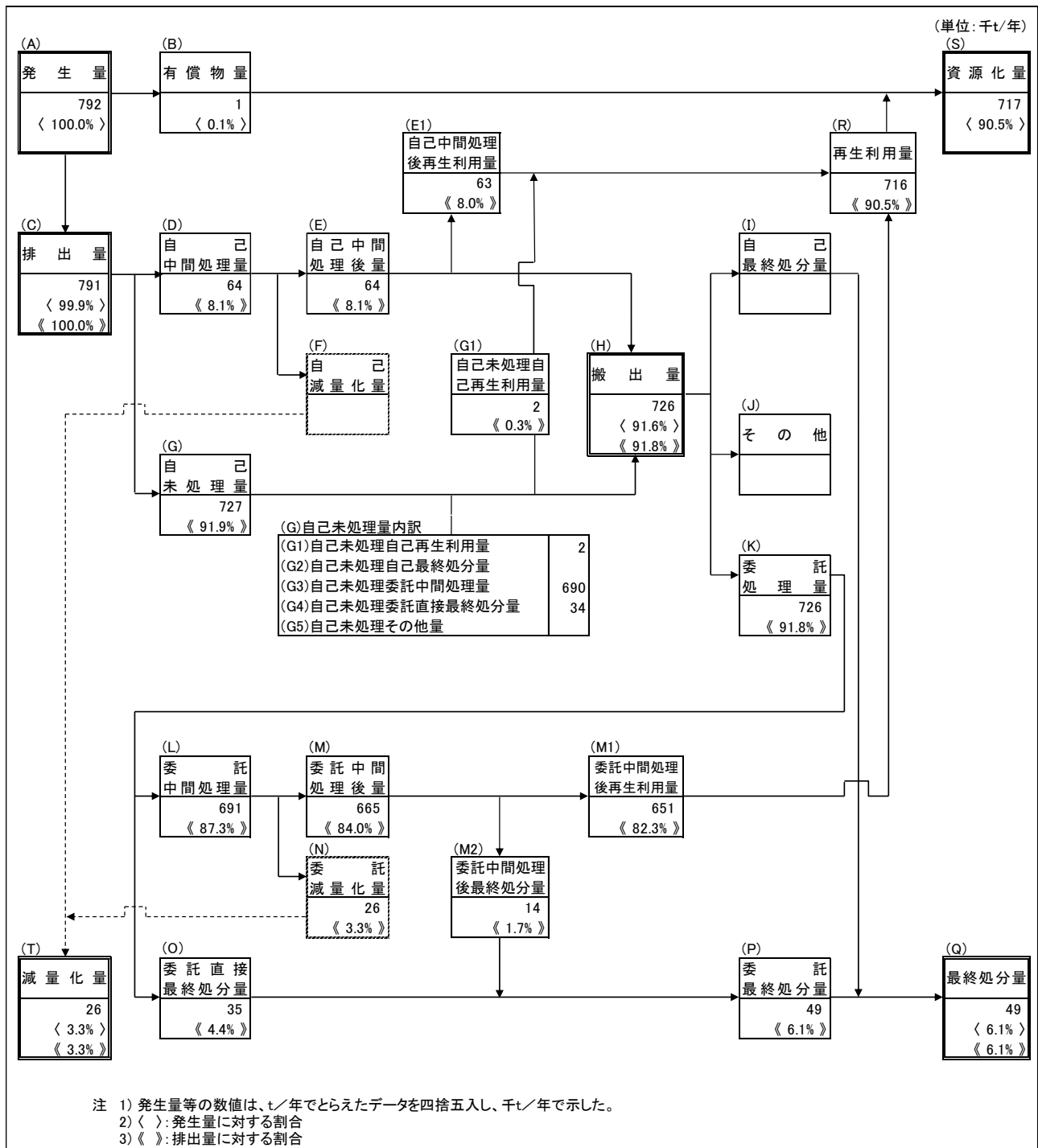


図 3-1-5 建設業の発生及び処理状況の流れ図

第2節 製造業

1 概要

製造業からの排出量は833千トで、県全体の排出量の33.3%を占めている。

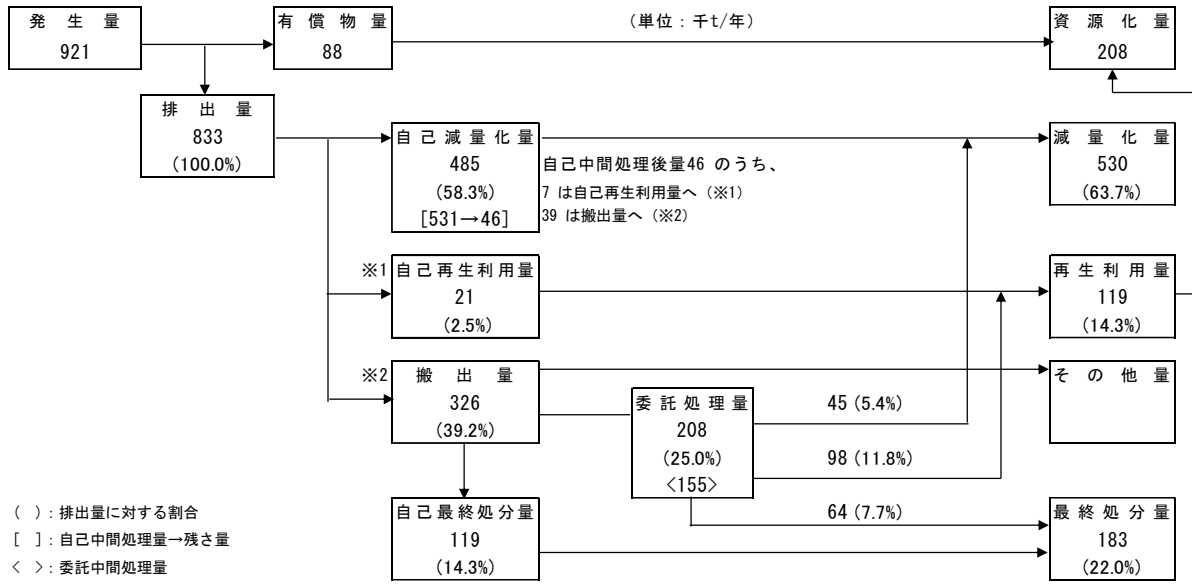
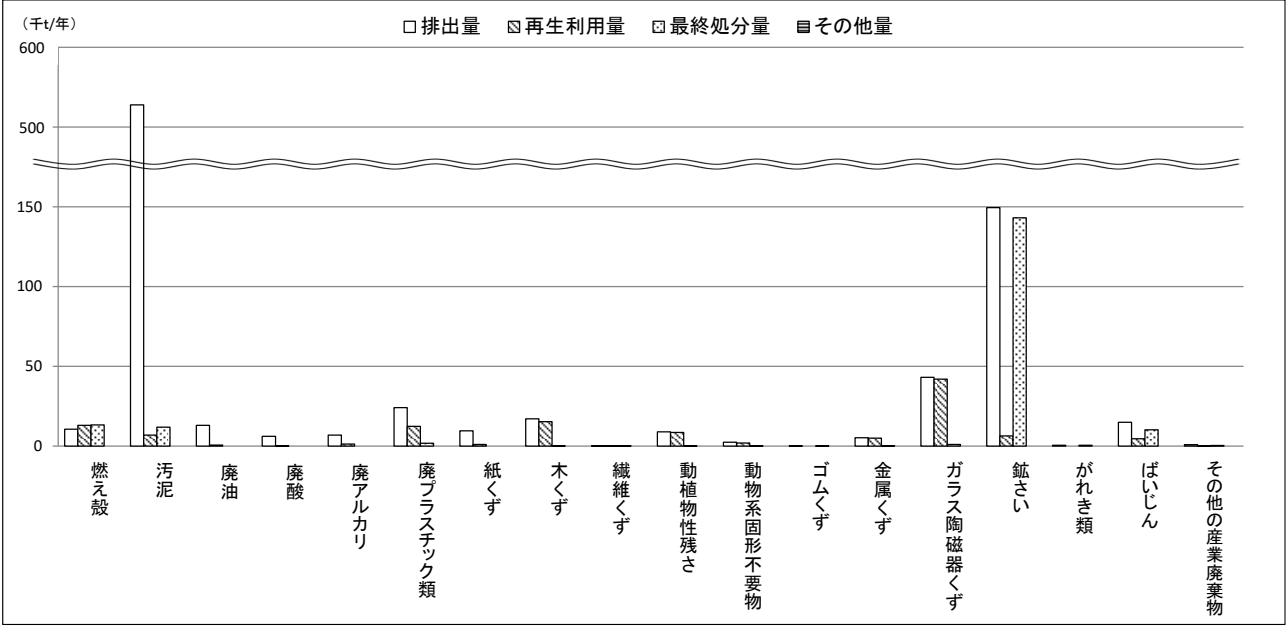


図 3-2-1 製造業の処理・処分状況

2 排出及び処理状況

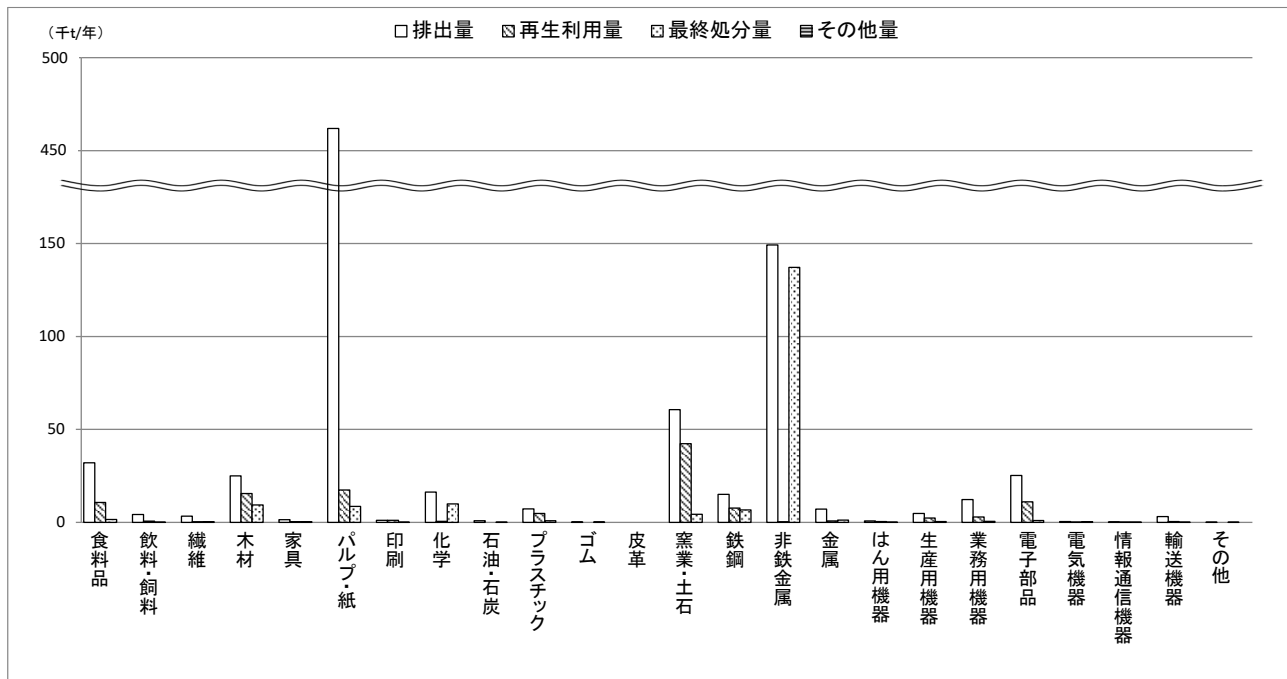
排出量を種類別にみると、汚泥の519千ト（製造業の排出量の62.3%）と鉱さいの150千ト（同18.0%）で製造業全体の80.3%を占めている。



種類: 変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	833 (100%)	11 (1.3%)	519 (62.3%)	13 (1.6%)	6 (0.7%)	7 (0.8%)	24 (2.9%)	10 (1.2%)	17 (2.1%)	0 (0.0%)	9 (1.1%)	2 (0.3%)	0 (0.0%)	5 (0.6%)	43 (5.2%)	150 (18.0%)	1 (0.1%)	15 (1.8%)	1 (0.1%)
再生利用量	119 (100%)	13 (10.9%)	7 (5.8%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	1 (1.1%)	12 (10.4%)	1 (0.9%)	15 (12.8%)	0 (0.0%)	9 (7.2%)	2 (1.6%)		5 (4.2%)	42 (35.1%)	6 (5.4%)		5 (3.9%)	0 (0.1%)
最終処分量	183 (100%)	13 (7.3%)	12 (6.5%)				2 (1.0%)		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	1 (0.6%)	143 (78.1%)	1 (0.3%)	10 (5.6%)	0 (0.2%)
その他量																			

図 3-2-2 種類別の排出量、再生利用量、最終処分量

排出量を業種中分類別にみると、パルプ・紙の 462 千トン（製造業の排出量の 55.5%）と非鉄金属の 149 千トン（同 17.9%）、窯業・土石業の 61 千トン（同 7.3%）で製造業全体の 80.7%を占めている。



業種中分類 (千t/年)	合計	食料品	飲料・ 飼料	繊維	木材	家具	パルプ・ 紙	印刷	化学	石油・ 石炭	プラス チック	ゴム	皮革	窯業・ 土石	鉄鋼	非鉄金 属	金属	はん用 機器	生産用 機器	業務用 機器	電子部 品	電気機 器	情報通 信機器	輸送機 器	その他
排 出 量	833 (100%)	32 (3.9%)	4 (0.5%)	3 (0.4%)	25 (3.0%)	1 (0.2%)	462 (55.5%)	1 (0.1%)	16 (2.0%)	1 (0.1%)	7 (0.9%)	0 (0.0%)		61 (7.3%)	15 (1.8%)	149 (17.9%)	7 (0.9%)	1 (0.1%)	5 (0.6%)	12 (1.5%)	25 (3.0%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.4%)	0 (0.0%)
再 利 用 量	119 (100%)	11 (8.9%)	1 (0.6%)	0 (0.2%)	16 (13.0%)	0 (0.2%)	17 (14.6%)	1 (0.9%)	1 (0.5%)		5 (4.0%)			42 (35.4%)	8 (6.4%)	0 (0.2%)	1 (0.7%)	0 (0.3%)	2 (1.9%)	3 (2.5%)	11 (9.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.4%)	
最 終 処 分 量	183 (100%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.1%)	9 (5.1%)	0 (0.2%)	9 (4.7%)	0 (0.0%)	10 (5.4%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)	0 (0.1%)		4 (2.4%)	7 (3.7%)	137 (74.9%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.2%)	1 (0.3%)	1 (0.5%)	0 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他量																									

図 3-2-3 業種中分類別の発生量、再生利用量、最終処分量

排出された 833 千トンの処理・処分状況をみると、530 千トン（63.7%）が減量化され、再生利用量は 119 千トン（14.3%）、最終処分量は 183 千トン（22.0%）となっている。

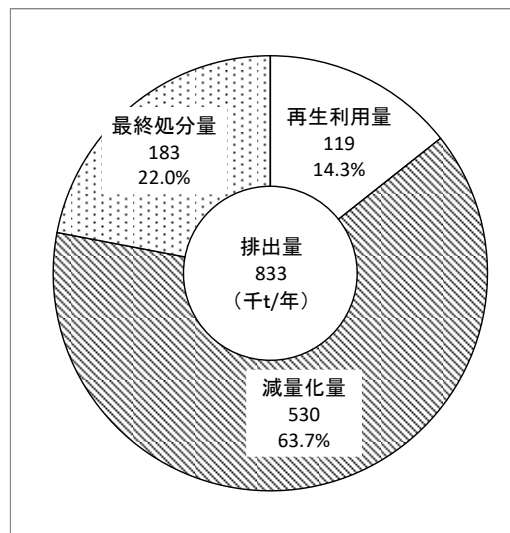
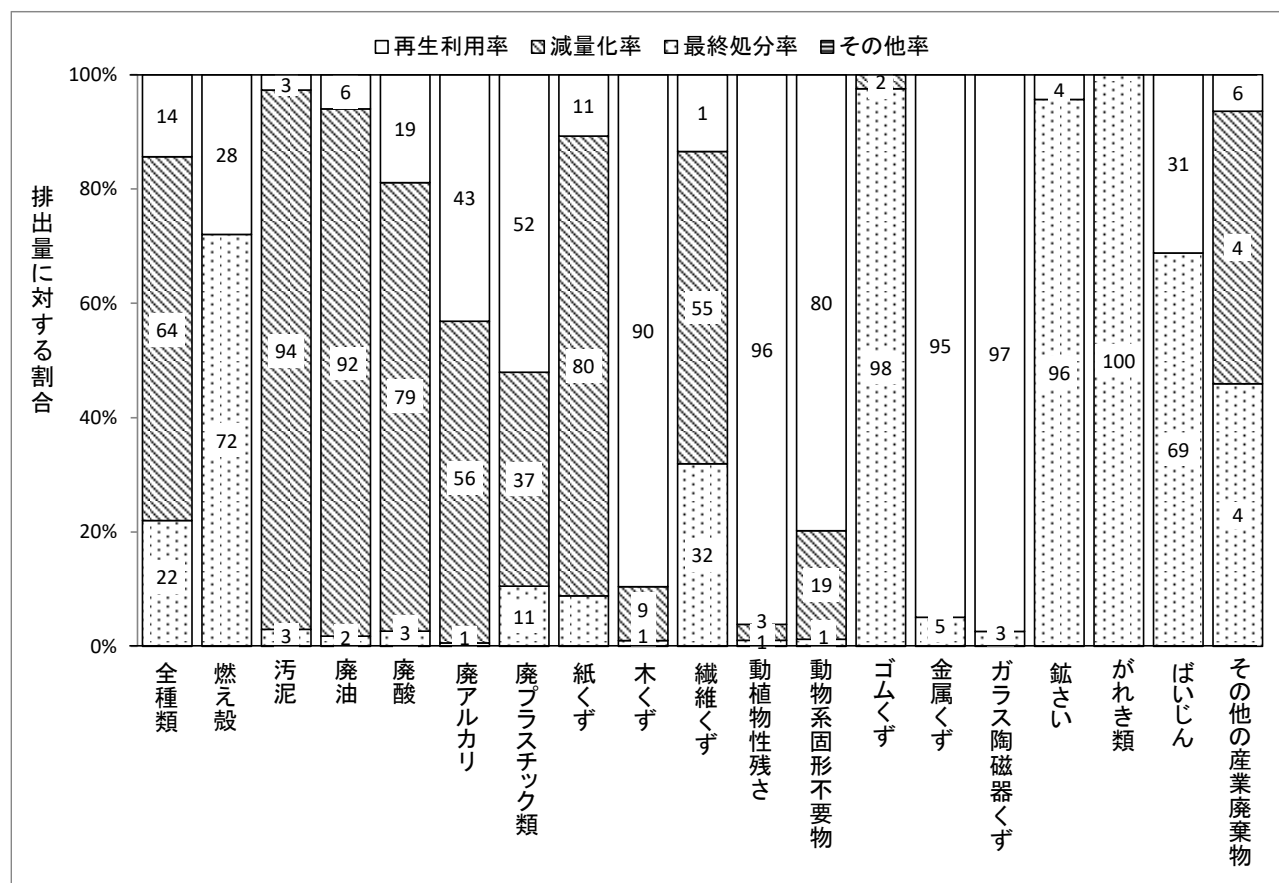


図 3-2-4 製造業の排出量に対する処理・処分状況の構成比



種類:無変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	833	11	519	13	6	7	24	10	17	0	9	2	0	5	43	150	1	15	1
再生利用量	119	3	14	1	1	3	13	1	15	0	9	2		5	42	6		5	0
減量化量	530		490	12	5	4	9	8	2	0	0	0	0						0
最終処分量	183	8	15	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	1	143	1	10	0
その他量																			

注1) 廃油、廃酸、廃アルカリに最終処分量が表示されているが、実際には、中間処理により燃え殻や汚泥となったものが最終処分されている。

この表における再生利用量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

図 3-2-5 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比

発生した産業廃棄物の処理・処分の流れは、図 3-2-6 に示すとおりである。

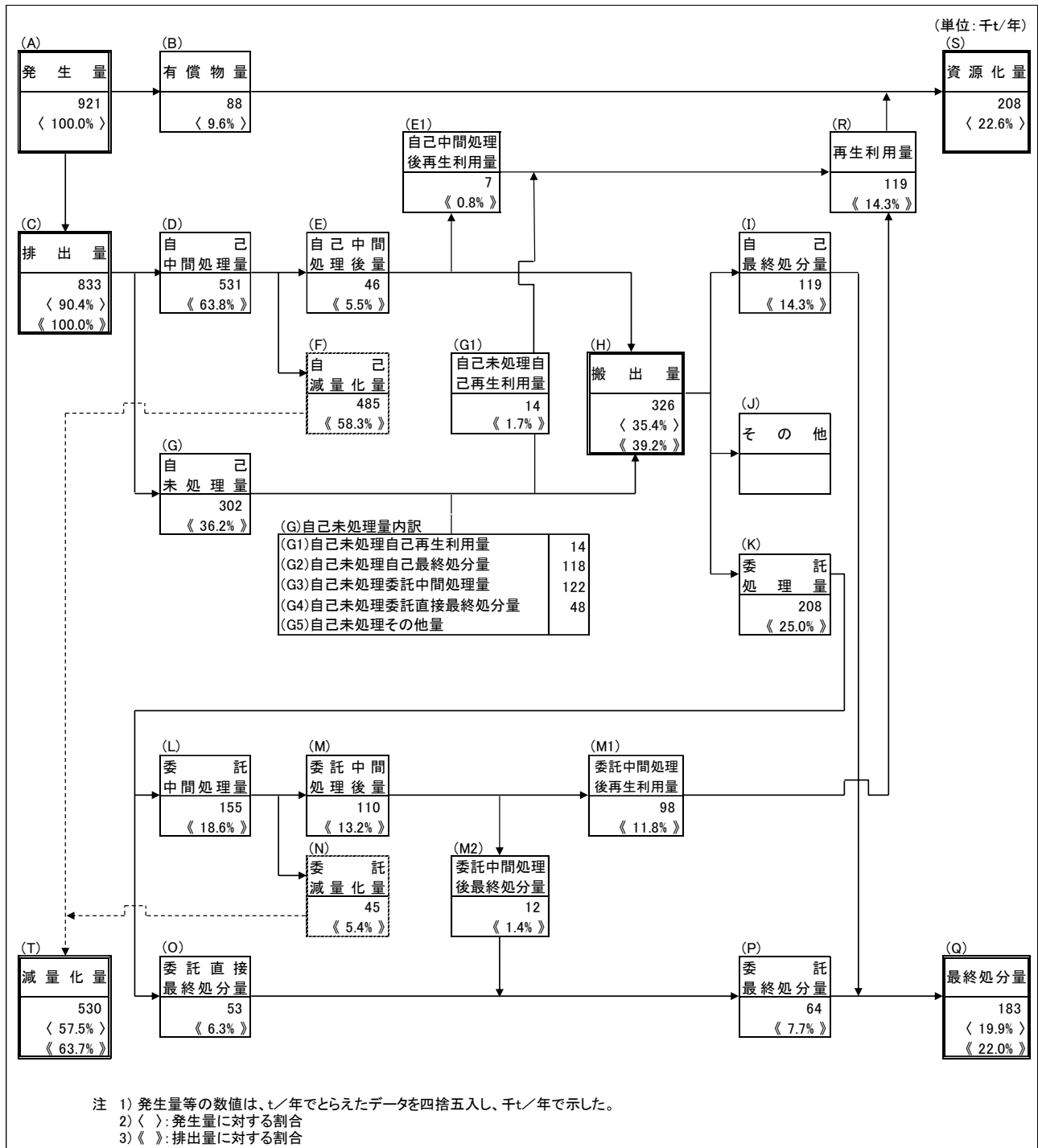


図 3-2-6 製造業の発生及び処理状況の流れ図

第3節 電気・水道業

1 概要

電気・水道業からの排出量は 851 千トンで、県全体の排出量の 34.1%を占めている。

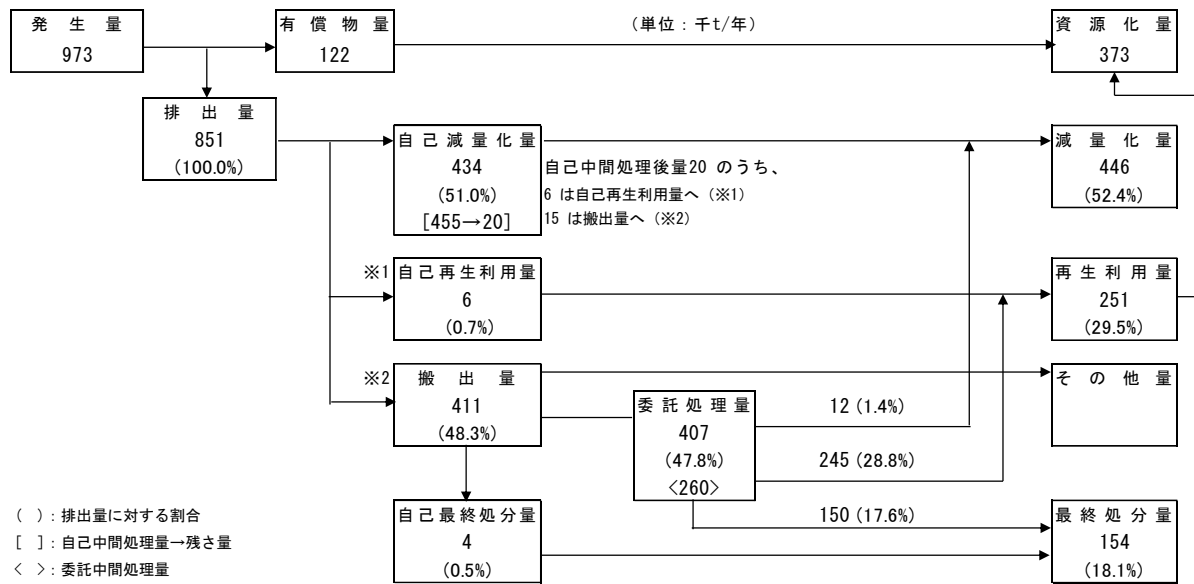
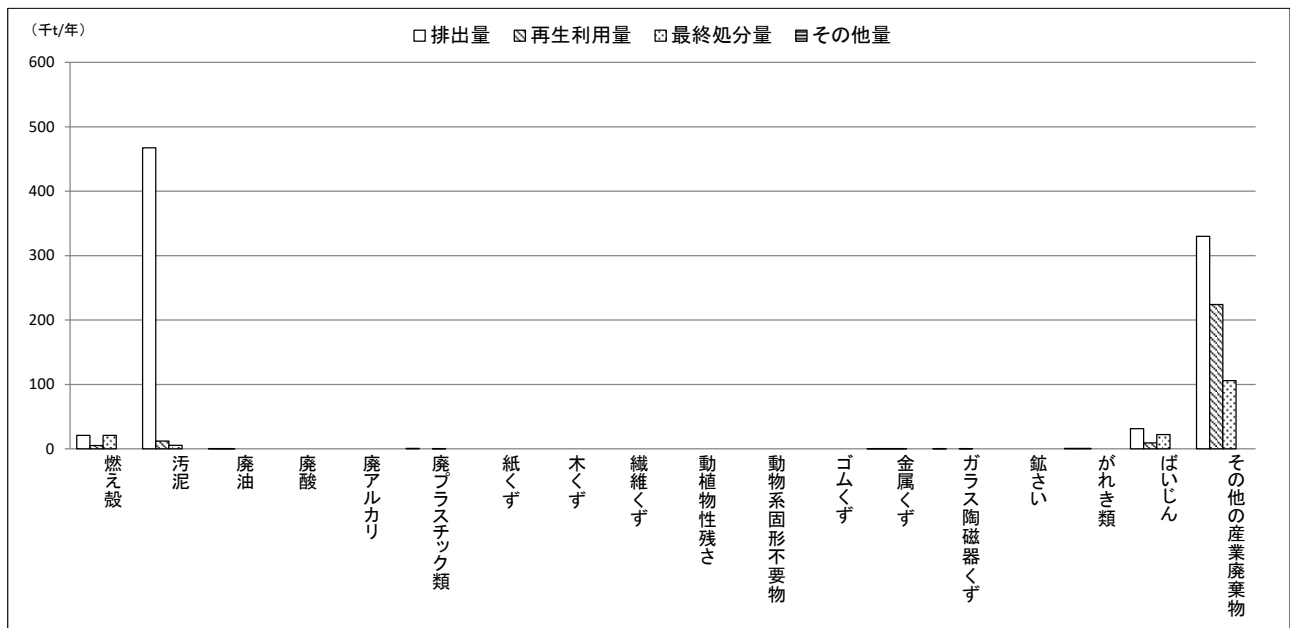


図 3-3-1 電気・水道業の処理・処分状況

2 排出及び処理状況

排出量を種類別にみると、汚泥の 467 千トン（電気・水道業の排出量の 54.9%）とその他の産業廃棄物の 330 千トン（同 38.8%）で電気・水道業全体の 93.7%を占めている。



種類:変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	851 (100%)	21 (2.5%)	467 (54.9%)	0 (0.0%)			1 (0.1%)							0 (0.0%)	0 (0.0%)		1 (0.1%)	31 (3.7%)	330 (38.8%)
再生利用量	251 (100%)	5 (2.0%)	12 (4.8%)	0 (0.0%)										0 (0.0%)			1 (0.3%)	9 (3.7%)	224 (89.2%)
最終処分量	154 (100%)	21 (13.5%)	5 (3.5%)				0 (0.0%)							0 (0.0%)	0 (0.0%)			22 (14.3%)	106 (68.7%)
その他量																			

図 3-3-2 種類別の排出量、再生利用量、最終処分量

排出された 851 千トンの処理・処分状況をみると、446 千トン（52.4%）が減量化され、再生利用量は 251 千トン（29.5%）、最終処分量は 154 千トン（18.1%）となっている。

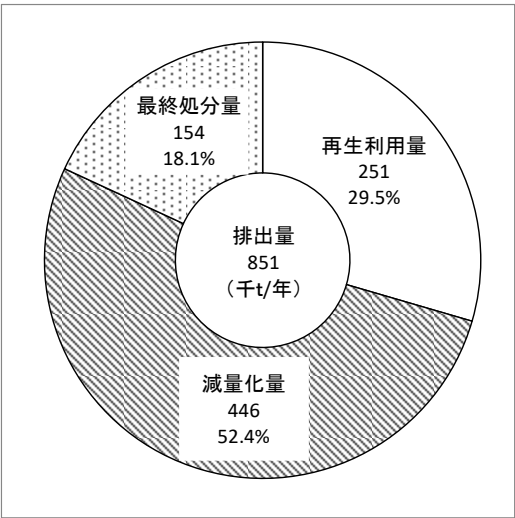
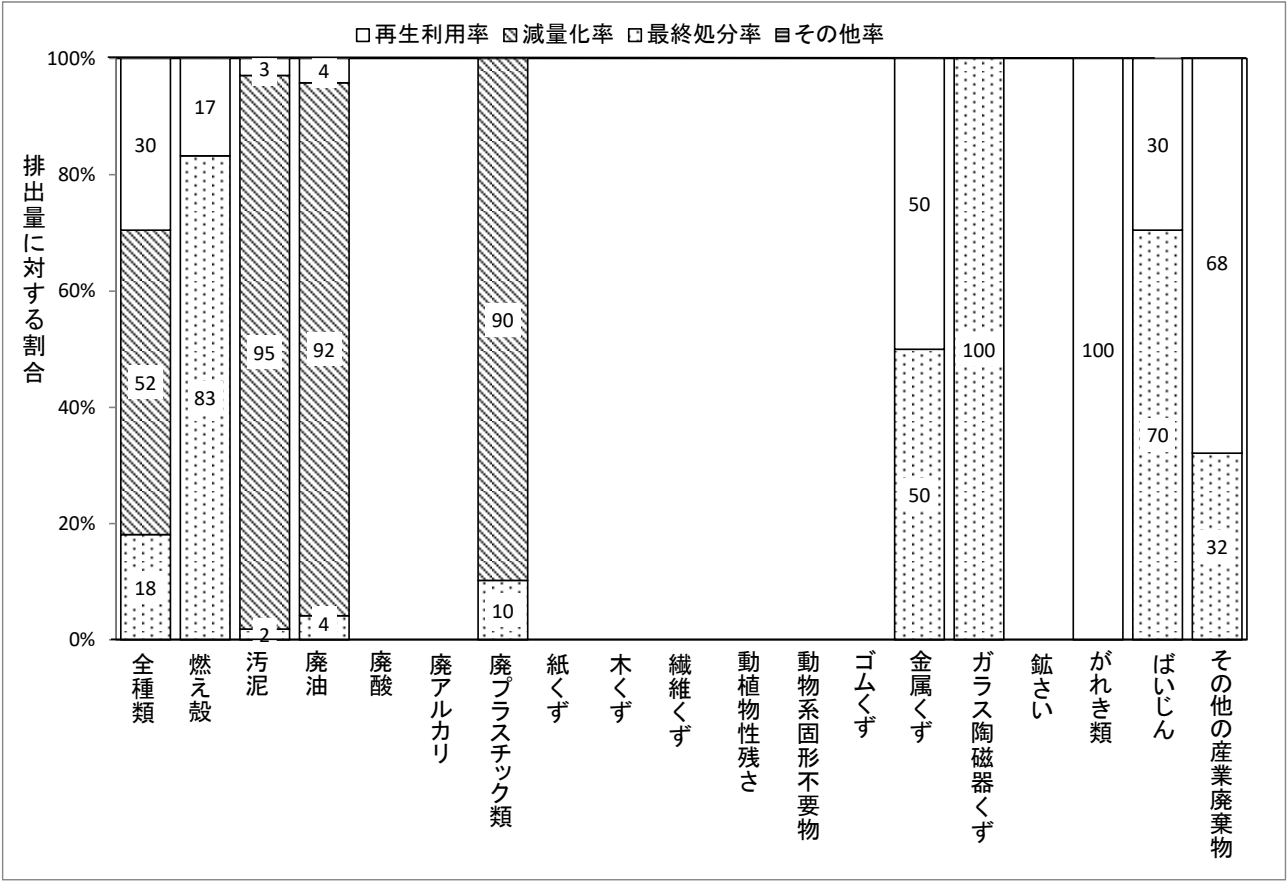


図 3-3-3 電気・水道業の排出量に対する処理・処分状況の構成比



種類:無変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	851	21	467	0			1							0	0		1	31	330
再生利用量	251	3	14	0										0			1	9	224
減量化量	446		445	0			1												0
最終処分量	154	17	9	0			0							0	0			22	106
その他量																			

図 3-3-4 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比

発生した産業廃棄物の処理・処分の流れは、図 3-3-5 に示すとおりである。

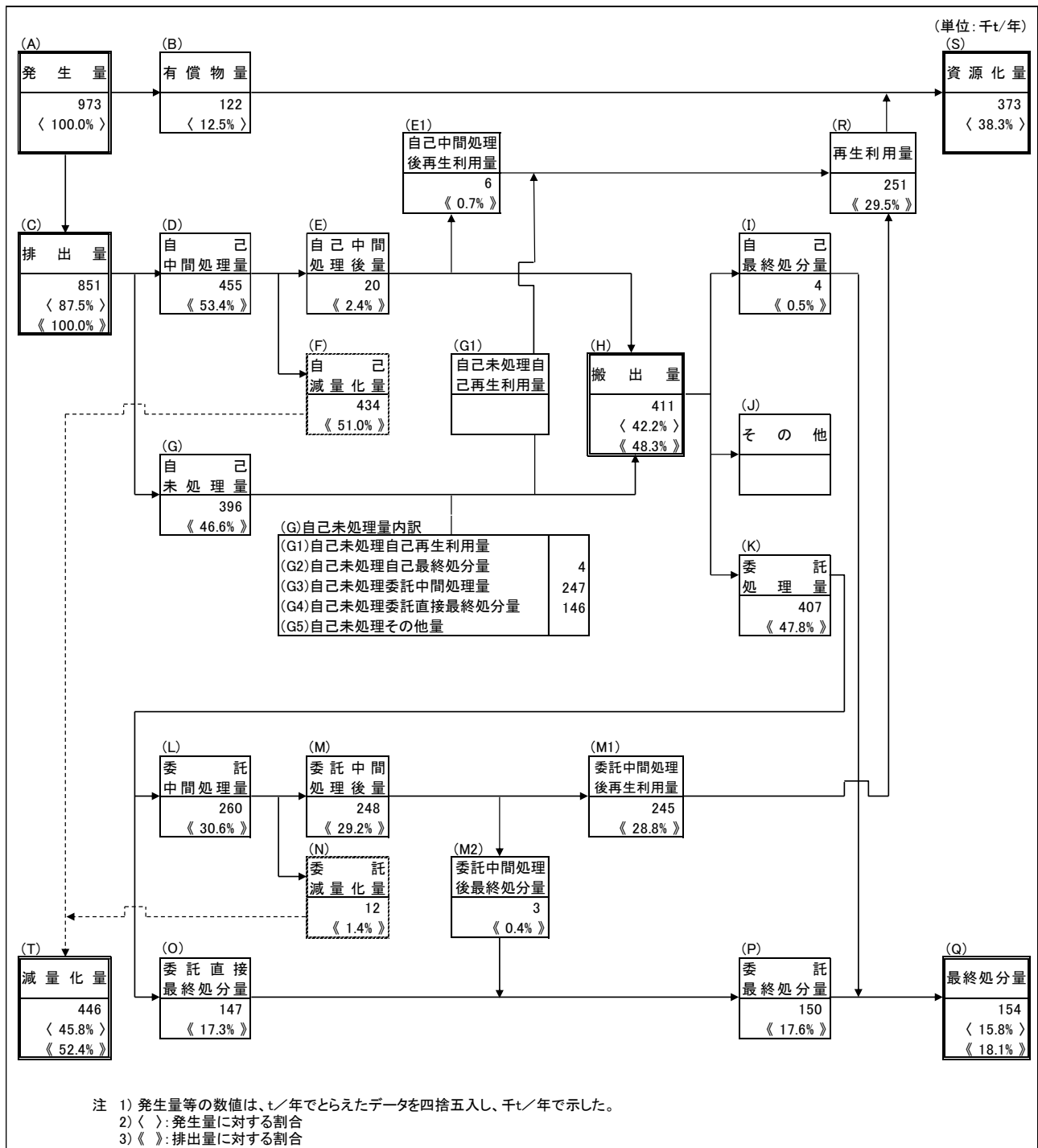


図 3-3-5 電気・水道業の発生及び処理状況の流れ図

第4節 その他の業種

その他の業種（情報通信業、運輸業、卸・小売業、物品賃貸業、学術研究・専門サービス業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業）は、令和2年度の秋田県産業廃棄物実態調査報告書でとりまとめた結果をもとに整理した。

1 概要

その他の業種からの排出量は23千トンで、県全体の排出量の0.9%となっている。

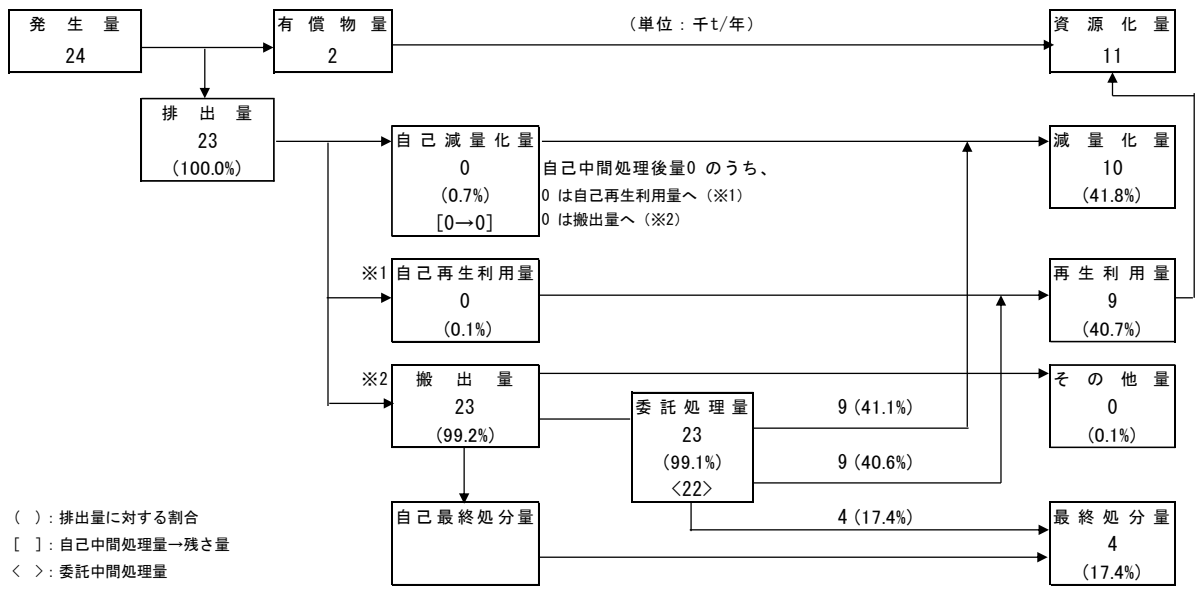
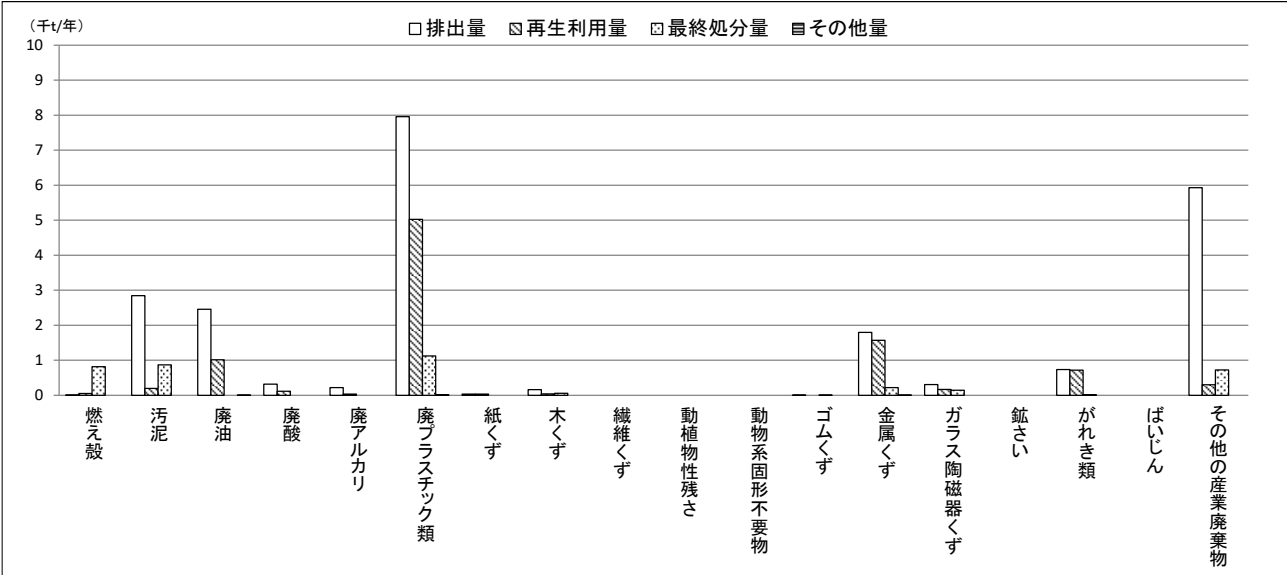


図 3-4-1 その他の業種の処理・処分状況

2 排出及び処理状況

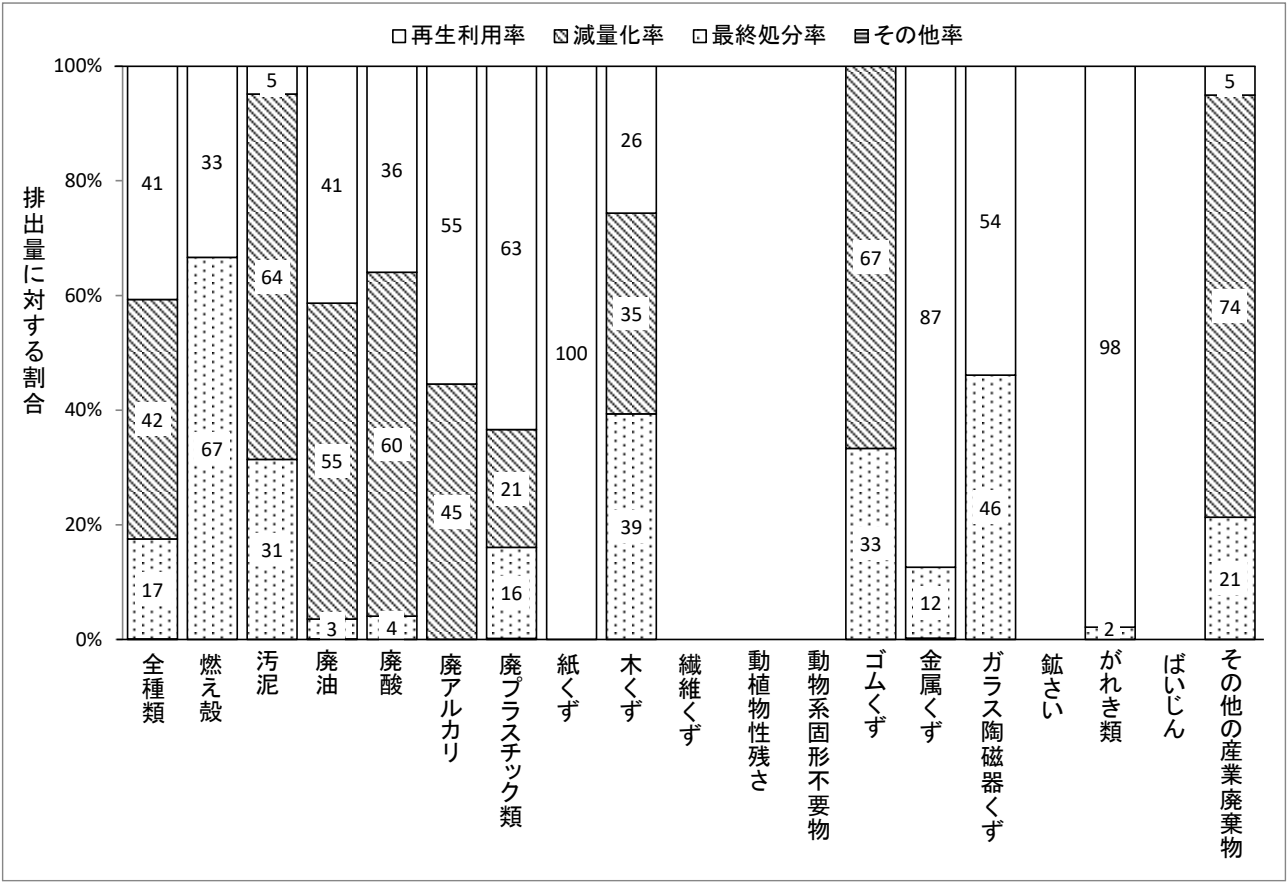
排出量を種類別にみると、全体的に発生量は少なく、廃プラスチック類の8千ト、感染性産業廃棄物を含むその他の産業廃棄物の6千ト、汚泥の3千ト、廃油の2千トではほとんどを占めている。



種類:変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排 出 量	23 (100%)	0 (0.0%)	3 (12.5%)	2 (10.8%)	0 (1.4%)	0 (1.0%)	8 (34.9%)	0 (0.1%)	0 (0.7%)				0 (0.0%)	2 (7.9%)	0 (1.4%)		1 (3.2%)		6 (26.0%)
再生利用量	9 (100%)	0 (0.6%)	0 (2.1%)	1 (10.9%)	0 (1.2%)	0 (0.3%)	5 (54.3%)	0 (0.3%)	0 (0.4%)					2 (17.0%)	0 (1.8%)		1 (7.8%)		0 (3.2%)
最終処分量	4 (100%)	1 (20.5%)	1 (21.8%)				1 (28.3%)		0 (1.5%)				0 (0.0%)	0 (5.5%)	0 (3.6%)		0 (0.4%)		1 (18.3%)
そ の 他 量	0 (100%)			0 (14.3%)			0 (66.7%)							0 (19.0%)					

図 3-4-2 種類別の排出量、再生利用量、最終処分量

排出された 23 千トンの処理・処分状況を見ると、10 千トン（41.8%）が減量化され、再生利用量は 9 千トン（40.7%）、最終処分量は 4 千トン（17.4%）となっている。



種類:無変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排 出 量	23	0	3	2	0	0	8	0	0				0	2	0		1		6
再生利用量	9	0	0	1	0	0	5	0	0					2	0		1		0
減 量 化 量	10		2	1	0	0	2		0				0						4
最終処分量	4	0	1	0	0		1		0				0	0	0		0		1
そ の 他 量	0			0			0							0					

注1) 廃酸に最終処分量が表示されているが、実際には、中間処理により燃え殻や汚泥となったものが最終処分されている。
この表における再生利用量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

図 3-4-3 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比

発生した産業廃棄物の処理・処分の流れは、図 3-4-4 のとおりである。

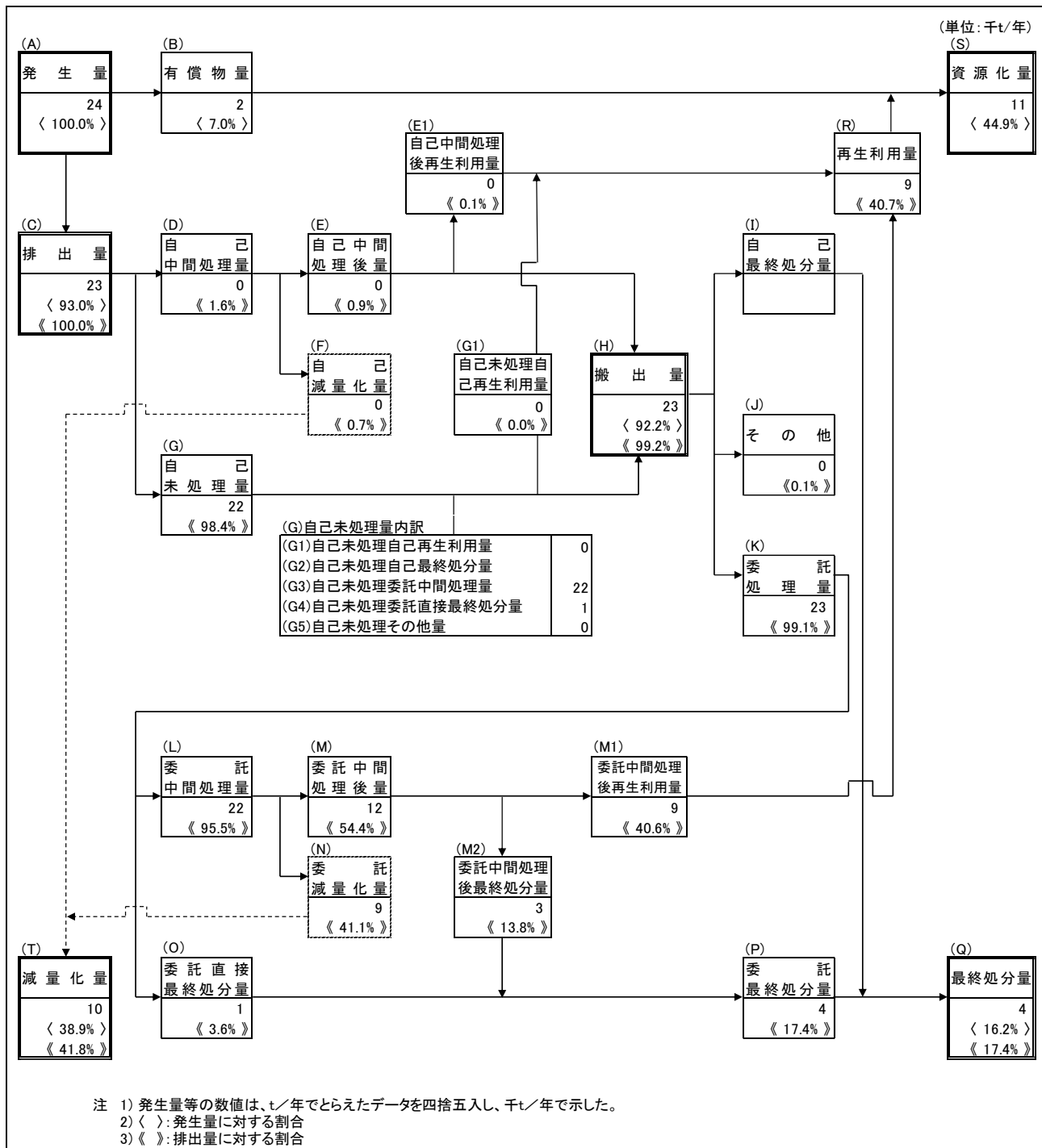


図 3-4-4 その他の業種の発生及び処理状況の流れ図

第4章 農業・鉱業を含めた産業廃棄物

第1節 農業からの産業廃棄物

農業からの産業廃棄物については、郵送によるアンケート調査は行わず、県の資料に基づいて取りまとめた。

対象廃棄物は、畜産農業からの家畜ふん尿と施設園芸農業からの農業用廃プラスチックであり、以下のとおり排出量の現状をとらえた。

家畜ふん尿の排出量は、令和5年の畜種別の飼養頭羽数（県関係部局資料）と令和元年度の畜種別の飼養頭羽数及び排出量（令和2年度秋田県産業廃棄物実態調査報告書）から推計した。（1,048千トン：表4-1-1）

また、「秋田県家畜排せつ物利用促進計画（H28.4）」を基に排出量の60%を再生利用量とした。

農業用廃プラスチックについては、県の隔年調査資料から令和4年度における秋田県の年間排出量（730トン：表4-1-2）を用いた。

表4-1-1 畜種別ふん尿排出量

	飼養頭羽数	排出量 (千t/年)	減量化量 (千t/年)	再生利用量 (千t/年)
乳用牛	3,644 頭	63	--	--
肉用牛	19,221 頭	178	--	--
豚	292,921 頭	688	--	--
採卵鶏	2,388 千羽	109	--	--
肉鶏	234 千羽	11	--	--
計	--	1,048	419	629

表4-1-2 農業用廃プラスチック排出量

(単位：t/年)

	排出量	再生処理	埋立処理	焼却処理	その他
農業用廃プラスチック	730	477	113	94	46

第2節 鉱業からの産業廃棄物

(令和2年度 秋田県産業廃棄物実態調査報告書より抜粋)

1 概要

鉱業からの産業廃棄物は、農業を除く他の業種と同様にアンケート調査により取りまとめた。

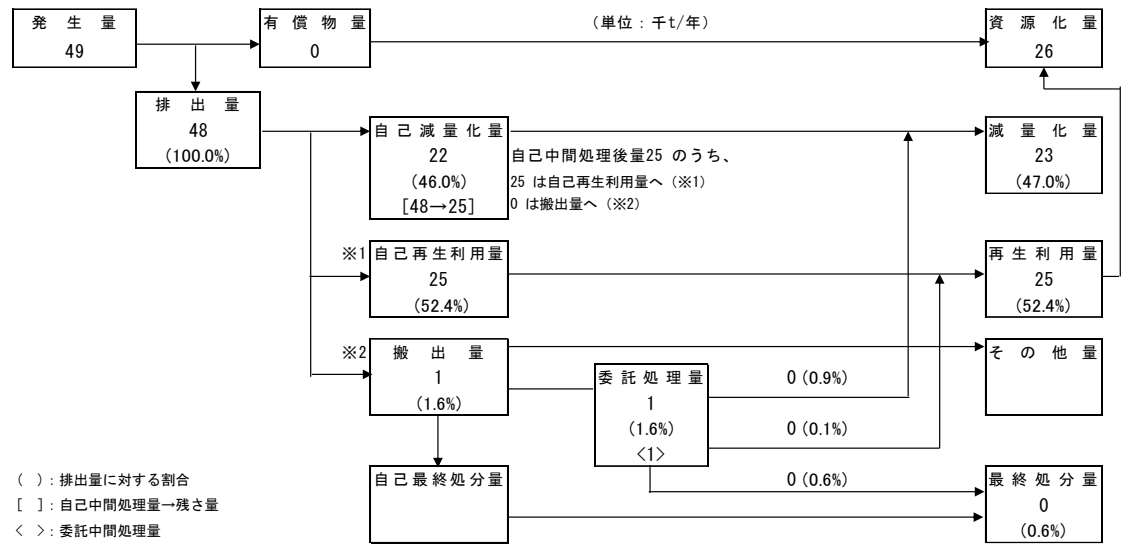


図 4-2-1 鉱業の処理・処分状況

2 排出及び処理状況

排出量を種類別にみると、汚泥の 48 千トン（鉱業の排出量の 99.3%）がほぼ全量を占めている。

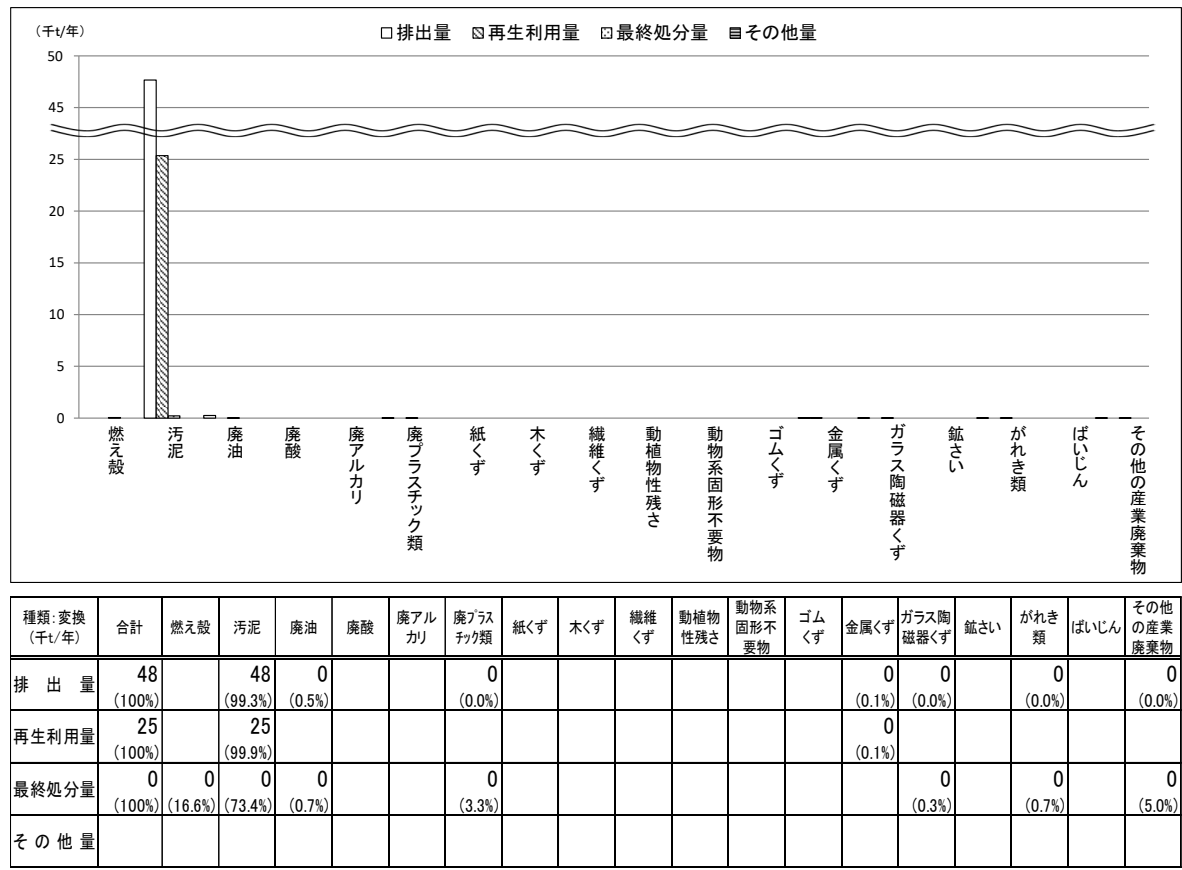
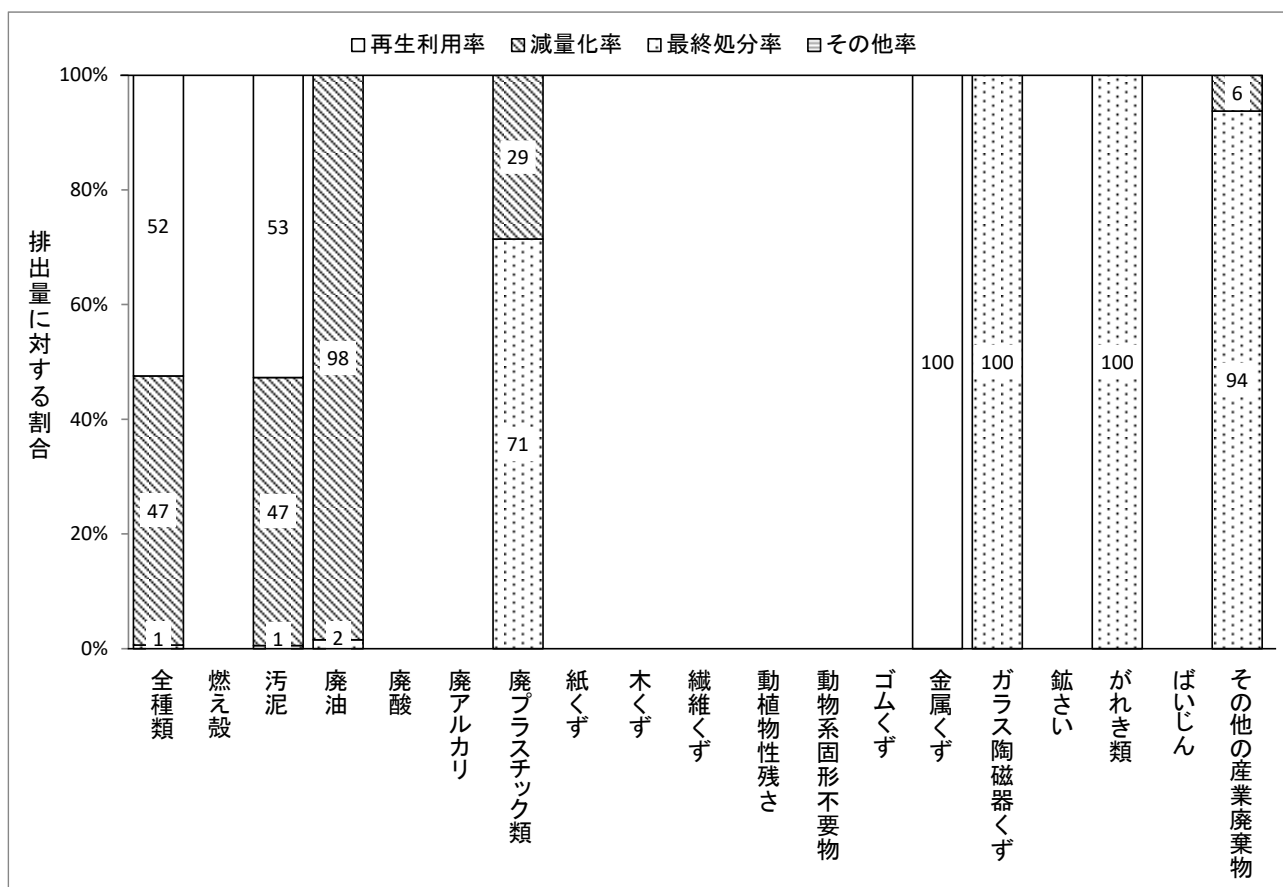


図 4-2-2 種類別の排出量、再生利用量、最終処分量

排出された 48 千トンの処理・処分状況を見ると、23 千トン（47.0%）が減量化され、再生利用量は 25 千トン（52.4%）、最終処分量は 0.3 千トン（0.6%）となっている。



種類:無変換 (千t/年)	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	その他の産業廃棄物
排出量	48		48	0			0							0	0		0		0
再生利用量	25		25											0					
減量化量	23		22	0			0												0
最終処分量	0		0	0			0								0		0		0
その他量																			

注1) 廃油に最終処分量が表示されているが、実際には、中間処理により燃え殻や汚泥となったものが最終処分されている。
この表における再生利用量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

図 4-2-3 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の構成比

第3節 農業・鉱業を含めた排出量

農業・鉱業を含めた令和5年度の排出量は、3,595千トである。

表 4-3-1 農業・鉱業を含めた排出量（業種別・種類別）（単位：千 t/年）

業 種 種 類	合 計	農 業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ 水道業	その他の業 種
合 計	3,595 (100%)	1,049	48	791	833	851	23
燃え殻	33 (0.9%)			2	11	21	0
汚泥	1,088 (30.3%)		48	51	519	467	3
廃油	16 (0.4%)		0	0	13	0	2
廃酸	6 (0.2%)			0	6		0
廃アルカリ	7 (0.2%)			0	7		0
廃プラスチック類	43 (1.2%)	1	0	10	24	1	8
紙くず	10 (0.3%)			1	10		0
木くず	94 (2.6%)			77	17		0
繊維くず	1 (0.0%)			0	0		
動植物性残さ	9 (0.2%)				9		
動物系固形不要物	2 (0.1%)				2		
ゴムくず	0 (0.0%)				0		0
金属くず	19 (0.5%)		0	12	5	0	2
ガラス陶磁器くず	64 (1.8%)		0	21	43	0	0
鉱さい	150 (4.2%)				150		
がれき類	605 (16.8%)		0	604	1	1	1
動物のふん尿	1,048 (29.2%)	1,048					0
ばいじん	46 (1.3%)				15	31	
その他の産業廃棄物	351 (9.8%)		0	14	1	330	6

（注1）表中の「0」は1t以上500t未満で、空欄は1t未満。

（注2）千t未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

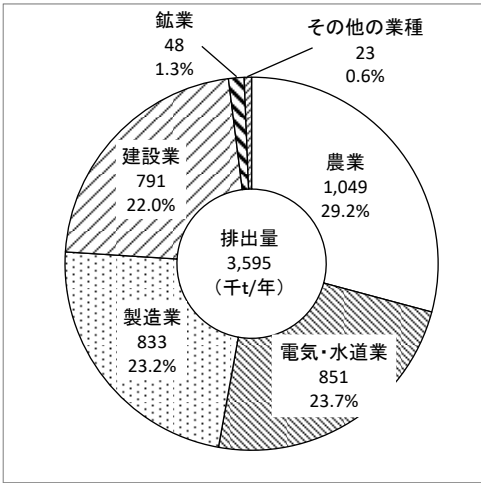
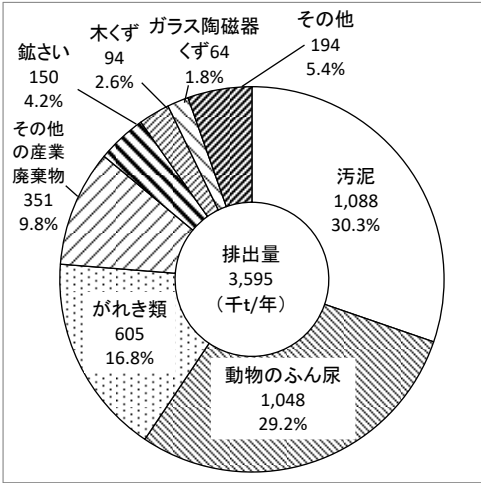


図 4-3-1 農業・鉱業を含めた種類別排出量 図 4-3-2 農業・鉱業を含めた業種別排出量

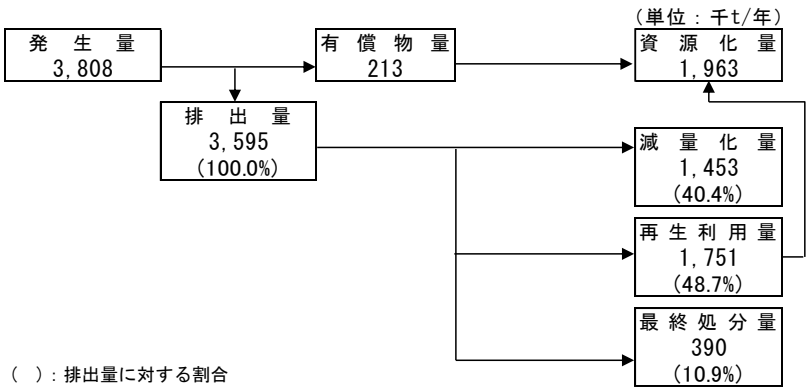


図 4-3-3 農業・鉱業を含めた処理・処分状況

第5章 産業廃棄物の移動状況

産業廃棄物の移動状況のうち、県内発生分については産業廃棄物実態調査から委託処理に関する結果について中間処理及び最終処分目的別と県内外別、種類別に集計し、県外から県内に搬入される分については、県内産業廃棄物処分業者が県及び秋田市に報告した産業廃棄物処分実績報告書を基に中間処理及び最終処分目的別と地域別、種類別に集計を行った。

第1節 産業廃棄物の移動状況の概要

県内で発生し委託処理された産業廃棄物は、844千トンが県内で中間処理されており、284千トンが県外で中間処理、231千トンが県内で最終処分となっている。また、県外で最終処分された量は4千トンであり、県外搬出分の1%程度である。

県外から搬入される産業廃棄物は187千トンであり、中間処理が172千トン、最終処分が15千トンとなっている。

県内から県外に搬出される産業廃棄物は、約7割が石炭火力発電所から排出される燃え殻・ばいじんで、その多くがセメント原材料として再利用されている。

表 5-1-1 産業廃棄物の移動状況（概要）
（単位：千t/年）

	中間処理	最終処分	合計
県内 → 県内	844 (78.5%)	231 (21.5%)	1,076 (100.0%)
県内 → 県外	284 (98.6%)	4 (1.4%)	288 (100.0%)
県外 → 県内	172 (91.8%)	15 (8.2%)	187 (100.0%)

表 5-1-2 産業廃棄物の移動状況
（単位：千t/年）

産業廃棄物の種類	県外への搬出			県内への搬入		
	中間処理	最終処分	計	中間処理	最終処分	計
燃え殻	12		12	2	0	2
汚泥	26		26	8	9	17
廃油	3		3	24		24
廃酸	3		3	6		6
廃アルカリ	4		4	11		11
廃プラスチック類	10	0	10	79	4	82
紙くず	0		0	0	0	0
木くず	1		1	1	0	1
繊維くず	0		0	0	0	0
動植物性残さ	2		2	1		1
動物系固形不要物	2		2			
ゴムくず				0		0
金属くず	1	0	1	0	1	1
ガラス陶磁器くず	0	2	2	6	0	6
鉱さい	6		6	0		0
がれき類	9	0	9	1	0	2
ばいじん	2	2	4	1	0	1
その他の産業廃棄物	201		201	31	1	32
合計	284	4	288	172	15	187

注：中間処理には再生利用を含む。また中間処理後の残さが最終処分される場合もあるが、その量は計上していない。最終処分は中間処理を経ずに直接最終処分された量を計上している。

第2節 県外への搬出状況

県外に搬出される産業廃棄物を地方ブロック別にみると、東北地方への搬出量が 157 千トで最も多く、次いで、北海道が 87 千ト、韓国が 38 千ト等となっている。

また、種類別にみると、その他の産業廃棄物（混合物）が 201 千トで最も多く、次いで、汚泥が 26 千ト、燃え殻が 12 千ト、廃プラスチックが 10 千ト等となっている。

更に、処理目的別にみると、ほとんどが中間処理目的であり、最終処分目的（中間処理を経ずに最終処分）は、4 千ト程度となっている。

表 5-2-1 県外への搬出状況

(単位:千t/年)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	韓国	合計
燃え殻		12	0						12 (4.3%)
汚泥		26	0	0	0		0		26 (9.0%)
廃油		1	1	0	0		0		3 (0.9%)
廃酸		2	0	0			0		3 (1.0%)
廃アルカリ		4	0	0					4 (1.5%)
廃プラスチック類	0	9	0	0	0				10 (3.6%)
紙くず		0							0 (0.0%)
木くず		1							1 (0.3%)
繊維くず		0							0 (0.0%)
動植物性残さ		2	0						2 (0.8%)
動物系固形不要物		2							2 (0.8%)
ゴムくず									
金属くず	0	0	1						1 (0.4%)
ガラス陶磁器くず	0	2		0	0				2 (0.7%)
鋳さい		6	1						6 (2.3%)
がれき類	0	9							9 (3.3%)
ばいじん		4	0						4 (1.4%)
その他の産業廃棄物	87	75	0	0				38	201 (69.7%)
合計	87 (30.3%)	157 (54.5%)	4 (1.4%)	1 (0.4%)	0 (0.1%)		0 (0.0%)	38 (13.3%)	288 (100.0%)

表 5-2-2 県外への搬出状況（中間処理目的）

(単位:千t/年)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	韓国	合計
燃え殻		12	0						12 (4.3%)
汚泥		26	0	0	0		0		26 (9.2%)
廃油		1	1	0	0		0		3 (0.9%)
廃酸		2	0	0			0		3 (1.1%)
廃アルカリ		4	0	0					4 (1.5%)
廃プラスチック類	0	9	0	0	0				10 (3.6%)
紙くず		0							0 (0.0%)
木くず		1							1 (0.3%)
繊維くず		0							0 (0.0%)
動植物性残さ		2	0						2 (0.8%)
動物系固形不要物		2							2 (0.8%)
ゴムくず									
金属くず	0	0	1						1 (0.4%)
ガラス陶磁器くず	0	0		0	0				0 (0.1%)
鋳さい		6	1						6 (2.3%)
がれき類	0	9							9 (3.2%)
ばいじん		2	0						2 (0.7%)
その他の産業廃棄物	87	75	0	0				38	201 (70.7%)
合計	87 (30.8%)	153 (53.9%)	4 (1.4%)	1 (0.4%)	0 (0.1%)		0 (0.0%)	38 (13.5%)	284 (100.0%)

表 5-2-3 県外への搬出状況（最終処分目的）

（単位：千t/年）

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	韓国	合計
燃え殻									
汚泥									
廃油									
廃酸									
廃アルカリ									
廃プラスチック類		0							0 (2.8%)
紙くず									
木くず									
繊維くず									
動植物性残さ									
動物系固形不要物									
ゴムくず									
金属くず			0						0 (0.0%)
ガラス陶磁器くず		2							2 (42.0%)
鋳さい									
がれき類		0							0 (5.4%)
ばいじん		2							2 (49.8%)
その他の産業廃棄物									
合計		4 (100.0%)	0 (0.0%)						4 (100.0%)

第 3 節 県内への搬入状況

県内に搬入される産業廃棄物を地方ブロック別にみると、東北地方からの搬入量が最も多く 85 千トン、次いで、関東地方が 83 千トン、中部地方が 12 千トン等となっている。

また、種類別にみると、廃プラスチック類が 82 千トンで最も多く、次いで、その他の産業廃棄物が 32 千トン、廃油が 24 千トン、汚泥が 17 千トン等となっている。

更に、処理目的別にみると、中間処理目的が 172 千トンであり、最終処分目的（中間処理を経ずに最終処分）は 15 千トンとなっている。

表 5-3-1 県内への搬入状況

（単位：千t/年）

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
燃え殻		0	1					2 (1.0%)
汚泥	0	16	1	0	0			17 (9.1%)
廃油		17	5	2	0	0		24 (12.9%)
廃酸	0	5	0	0				6 (3.1%)
廃アルカリ		9	1	1				11 (6.0%)
廃プラスチック類	2	21	57	2				82 (44.1%)
紙くず		0	0					0 (0.1%)
木くず		0	1	0				1 (0.7%)
繊維くず		0	0					0 (0.0%)
動植物性残さ		1						1 (0.4%)
動物系固形不要物								
ゴムくず		0						0 (0.0%)
金属くず		0	1	0				1 (0.6%)
ガラス陶磁器くず	0	5	1	0				6 (3.4%)
鋳さい		0		0				0 (0.2%)
がれき類		0	1	1				2 (0.9%)
ばいじん	1	0	0					1 (0.4%)
その他の産業廃棄物	1	11	13	5	1			32 (17.2%)
合計	4 (2.3%)	85 (45.7%)	83 (44.5%)	12 (6.7%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)		187 (100.0%)

表 5-3-2 県内への搬入状況（中間処理目的）

（単位：千t/年）

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・ 四国	九州・ 沖縄	合計
燃え殻		0	1					2 (1.1%)
汚泥	0	7	1	0	0			8 (4.7%)
廃油		17	5	2	0	0		24 (14.0%)
廃酸	0	5	0	0				6 (3.4%)
廃アルカリ		9	1	1				11 (6.5%)
廃プラスチック類	2	21	54	2				79 (46.0%)
紙くず		0	0					0 (0.1%)
木くず		0	1	0				1 (0.7%)
繊維くず			0					0 (0.0%)
動植物性残さ		1						1 (0.4%)
動物系固形不要物								
ゴムくず		0						0 (0.0%)
金属くず		0	0	0				0 (0.2%)
ガラス陶磁器くず	0	5	1	0				6 (3.5%)
鉱さい		0		0				0 (0.3%)
がれき類		0	1	1				1 (0.9%)
ばいじん	0	0	0					1 (0.3%)
その他の産業廃棄物	1	11	13	4	1			31 (18.0%)
合計	4 (2.1%)	76 (44.1%)	79 (46.3%)	11 (6.6%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)		172 (100.0%) (100.0%)

表 5-3-3 県内への搬入状況（最終処分目的）

（単位：千t/年）

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・ 四国	九州・ 沖縄	合計
燃え殻		0						0 (0.3%)
汚泥		9	0					9 (57.6%)
廃油								
廃酸								
廃アルカリ								
廃プラスチック類		1	3	0				4 (23.2%)
紙くず		0	0					0 (0.2%)
木くず		0	0	0				0 (0.8%)
繊維くず		0	0					0 (0.1%)
動植物性残さ								
動物系固形不要物								
ゴムくず								
金属くず			1	0				1 (5.4%)
ガラス陶磁器くず		0	0					0 (2.2%)
鉱さい								
がれき類		0		0				0 (1.3%)
ばいじん	0	0						0 (0.6%)
その他の産業廃棄物	1			1				1 (8.5%)
合計	1 (4.5%)	10 (63.5%)	4 (24.6%)	1 (7.4%)				15 (100.0%) (100.0%)

表 5-3-4 地方ブロック

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
中部	富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第 6 章 産業廃棄物の推移

第 1 節 令和 4 年度実績との比較

1 排出量

排出量は 53 千ト減少している。業種別にみると電気・水道業及び製造業が減少し、建設業は増加している。電気・水道業と製造業の減少は、大手工場の排出量が減少したことが影響している。

種類別にみると、汚泥やその他の産業廃棄物の減少が大きくなっている。

表 6-1-1 排出量

(単位:千t)

	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
排出量計	2,550	2,498	-53
電気・水道業	966	851	-116
製造業	846	833	-14
建設業	715	791	76
その他	23	23	0

(単位:千t)

	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
排出量計	2,550	2,498	-53
汚泥	1,117	1,040	-77
がれき類	569	605	37
その他の産業廃棄物	398	351	-47
鉱さい	147	150	2
その他 (上記以外)	320	352	32

2 再生利用量

再生利用量はやや増加傾向で推移している。業種別にみると電気・水道業及び建設業は増加となっている。製造業においては、ほぼ横ばいである。

種類別にみると、がれき類、木くず、ガラス陶磁器くずは増加し、その他の産業廃棄物は減少している。がれき類の増加にあたっては、再生利用率の高い建設業の排出量が増加したこと等が影響している。

表 6-1-2 再生利用量

(単位:千t)

	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
再生利用量計	1,069	1,096	27
建設業	647	716	69
電気・水道業	295	251	-44
製造業	118	119	2
その他	9	9	0

(単位:千t)

	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
再生利用量計	1,069	1,096	27
がれき類	561	602	42
その他の産業廃棄物	275	227	-48
木くず	72	90	18
ガラス陶磁器くず	45	50	5
その他 (上記以外)	116	127	10

3 最終処分量

最終処分量はほぼ横ばいで推移している。業種別にみると電気・水道業が減少している一方で、製造業は増加、建設業はほぼ横ばいとなっている。

種類別にみると、汚泥が減少しており、鉱さいと燃え殻が増加している。

表 6-1-3 最終処分量

(単位:千t)

	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
最終処分量計	395	390	-5
製造業	175	183	8
電気・水道業	168	154	-14
建設業	47	49	1
その他	4	4	0

(単位:千t)

	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
最終処分量計	395	390	-5
鉱さい	141	143	2
その他の産業廃棄物	117	117	0
燃え殻	31	37	5
汚泥	42	33	-9
その他 (上記以外)	64	60	-3

第2節 目標の達成状況

第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画（令和3年3月策定）の数値目標は次のとおりである。なお、今回調査した令和5年度の実績値は、排出量及び最終処分量の目標をいずれも達成している。

＜数値目標（令和7年度）＞

- ・産業廃棄物の排出量：2,680 千ト
- ・産業廃棄物の最終処分量：393 千ト

表 6-2-1 産業廃棄物に関する現況と数値目標（農業・鉱業に係るものを除く）

項目 \ 年度	実績		目標
	令和4年度	令和5年度	令和7年度
排出量 (千t/年)	2,550	2,498	2,680
最終処分量 (千t/年)	395	390	393

第 7 章 意識調査結果

秋田県で産業廃棄物の排出事業者等に対して、電子マニフェストの利用状況、廃プラスチックの資源循環に係る取組み状況及び県への要望等についてアンケート調査を実施した。アンケート調査の結果 406 事業所から回答があり、その結果を以下に整理した。

第 1 節 電子マニフェストの利用状況について

■ 貴事業所では、「電子マニフェストシステム」を利用していますか。
「システムは利用しない」を選択した場合、利用しない理由についてご回答ください。（複数回答）

電子マニフェストシステムの利用状況についてまとめると、以下のとおりである。

「システムを利用しない」が 45.8%、「システムを利用している」が 34.0%、「電子マニフェストシステムを知らない」が 11.6%、「システムの利用を予定、又は検討している」が 5.7%となっている。（図 7-1-1）

なお、「システムは利用しない」と回答した事業所のうち、システムを利用しない理由としては「現状として問題がない」が 60.2%で最も多く、次いで「取引先で導入されていない」が 36.6%、「排出量が少ない。又は取引先が少ない」が 25.8%、「コストの問題がある」が 11.3%となっている。（図 7-1-2）

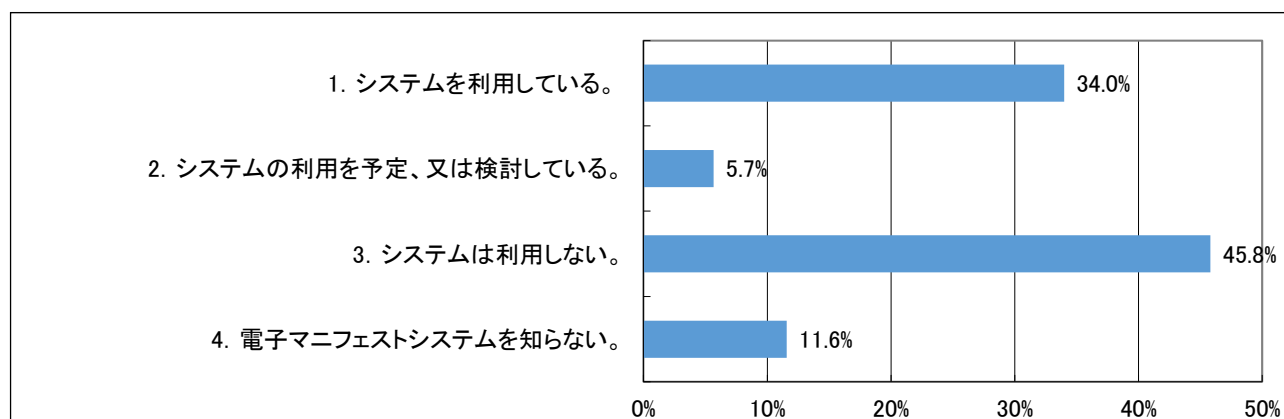


図 7-1-1 電子マニフェストシステムの利用状況

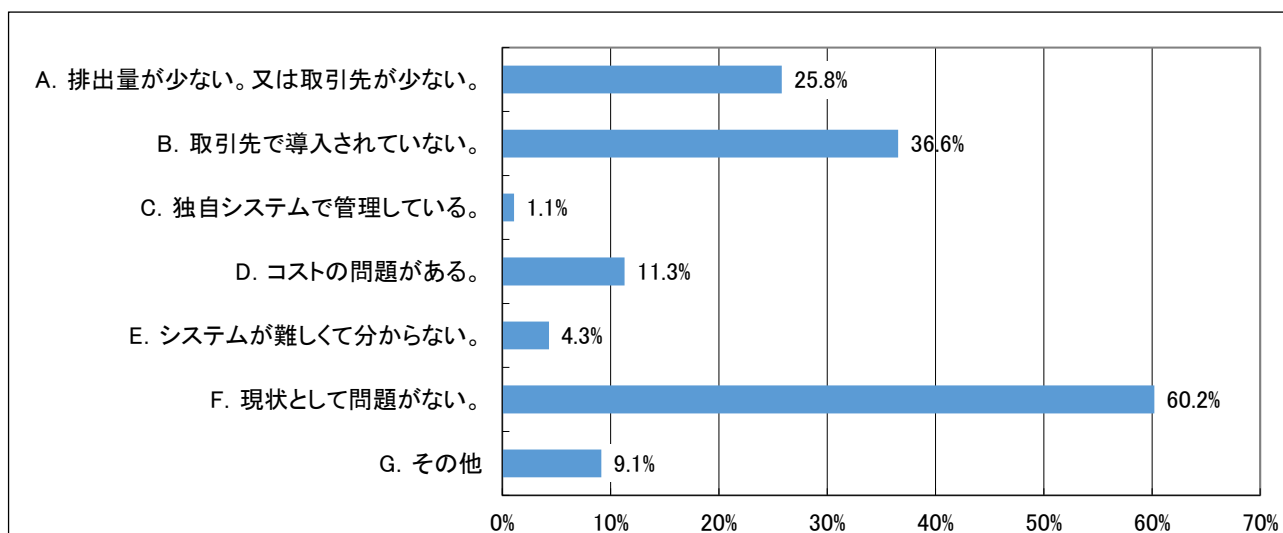


図 7-1-2 電子マニフェストシステムを利用しない理由

表 7-1-1 電子マニフェストシステムの利用状況

内容 \ 排出量ランク	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計
1. システムを利用している。	12 (19.0%)	4 (16.0%)	17 (19.1%)	47 (47.0%)	58 (45.0%)	138 (34.0%)
2. システムの利用を予定、又は検討している。	0 (0.0%)	2 (8.0%)	5 (5.6%)	3 (3.0%)	13 (10.1%)	23 (5.7%)
3. システムは利用しない。	26 (41.3%)	13 (52.0%)	50 (56.2%)	46 (46.0%)	51 (39.5%)	186 (45.8%)
4. 電子マニフェストシステムを知らない。	14 (22.2%)	6 (24.0%)	17 (19.1%)	3 (3.0%)	7 (5.4%)	47 (11.6%)
無回答	11 (17.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	12 (3.0%)
計	63 (100.0%)	25 (100.0%)	89 (100.0%)	100 (100.0%)	129 (100.0%)	406 (100.0%)

内容(複数回答) \ 排出量ランク	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計
A. 排出量が少ない。又は取引先が少ない	17 (65.4%)	6 (46.2%)	13 (26.0%)	7 (15.2%)	5 (9.8%)	48 (25.8%)
B. 取引先で導入されていない	2 (7.7%)	4 (30.8%)	18 (36.0%)	16 (34.8%)	28 (54.9%)	68 (36.6%)
C. 独自システムで管理している	1 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.0%)	2 (1.1%)
D. コストの問題がある	2 (7.7%)	1 (7.7%)	4 (8.0%)	4 (8.7%)	10 (19.6%)	21 (11.3%)
E. システムが難しくて分からない	1 (3.8%)	0 (0.0%)	2 (4.0%)	2 (4.3%)	3 (5.9%)	8 (4.3%)
F. 現状として問題がない	11 (42.3%)	7 (53.8%)	31 (62.0%)	31 (67.4%)	32 (62.7%)	112 (60.2%)
G. その他	1 (3.8%)	0 (0.0%)	3 (6.0%)	6 (13.0%)	7 (13.7%)	17 (9.1%)
計	26 (100.0%)	13 (100.0%)	50 (100.0%)	46 (100.0%)	51 (100.0%)	186 (100.0%)

「G. その他」主な内容

導入したいが、期限内の入力は各現場では対応出来ず、事務方の負担が増えると思われるため躊躇している。
紙と電子の併用が手間になる。
取引先が導入しているかどうか不明であり、導入したとして取引先、下請け業者等とシステム連携できるのかもわからない。
運送会社が対応していない。
補助金などの助成があれば検討する。
証拠として信用できない。

第2節 廃プラスチックの資源循環に係る取組み状況について

■ 貴事業所では、廃プラスチックを資源として循環させる取組みを行っていますか。

廃プラスチックの資源循環に係る取組み状況についてまとめると、以下のとおりである。

「取組みを行っている」が 33.7%、「取組みを行う予定がある。又は検討している」が 14.3%、「取組みは行わない」が 44.6%となっている。

廃プラスチック排出量が 1,000 t 以上の事業者においては全ての事業者が資源化に向けた取組みを行っている一方で、100 t 以上 1,000 t 未満の事業者で資源化に向けた取組みを行っているのは 65.4%、100 t 未満の事業者においては 5 割以下にとどまっている状況である。

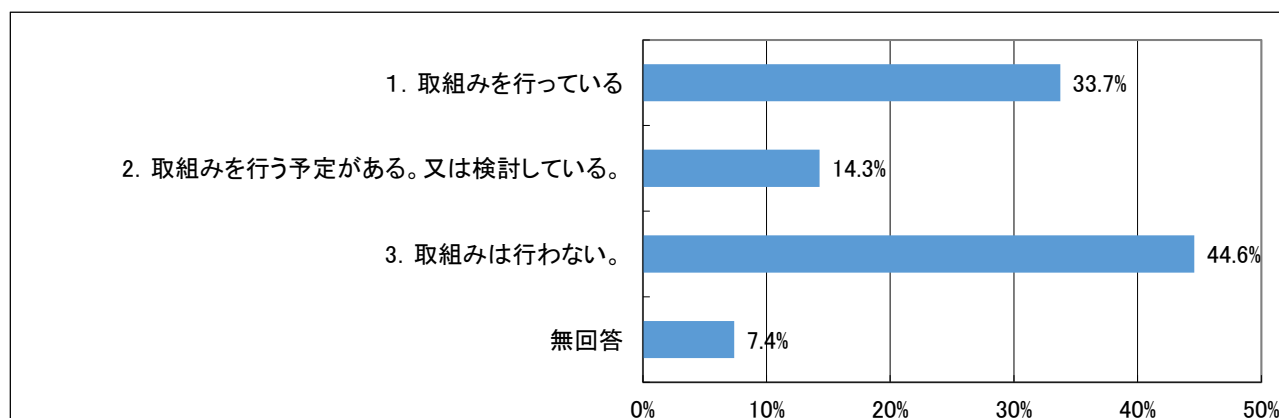


図 7-2-1 廃プラスチックの資源循環に係る取組み状況

表 7-2-1 廃プラスチックの資源循環に係る取組み状況

内容 \ 排出量ランク	1t未満	1t以上 10t未満	10t以上 100t未満	100t以上 1000t未満	1000t以上	計
1. 取組みは行っている。	52 (22.0%)	17 (39.5%)	47 (48.5%)	17 (65.4%)	4 (100.0%)	137 (33.7%)
2. 取組みを行う予定がある。又は検討している。	25 (10.6%)	10 (23.3%)	21 (21.6%)	2 (7.7%)	0 (0.0%)	58 (14.3%)
3. 取組みは行わない。	137 (58.1%)	15 (34.9%)	25 (25.8%)	4 (15.4%)	0 (0.0%)	181 (44.6%)
無回答	22 (9.3%)	1 (2.3%)	4 (4.1%)	3 (11.5%)	0 (0.0%)	30 (7.4%)
計	236 (100.0%)	43 (100.0%)	97 (100.0%)	26 (100.0%)	4 (100.0%)	406 (100.0%)

第3節 県への要望等について

■自由記載（県への要望等）

産業廃棄物等の減量化・リサイクル、適正処理等を推進するにあたり、県への要望等があればご記入ください。

県への要望等についてまとめると、以下のとおりである。

表 7-3-1 県への要望

	主な内容
電子マニフェストについて	電子マニフェストシステムを利用しているが、収集運搬業者や処分業者で利用していない業者も多い。県からの補助等の支援で利用促進を図ってほしい。
	電子マニフェストシステムの導入を進めるのであれば、県全体で取り組んでほしい。委託業者が対応していなければ、そこで止まってしまう。
	電子マニフェストの活用支援及び研修会などの実施をしてほしい。
	電子マニフェストを採用したいが、受入れ先が導入していないため現時点で導入すると二重管理となってしまう為、電子化を促進させてほしい。
調査・報告について	本調査表のほかにも、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」も提出している。情報の 2 重取りとなっていないか。入力作業も時間がかかるので重複するような調査依頼は廃止してほしい。
制度・体制の構築について	リサイクル率の高い廃棄物や副産物の県内外での処分及びネットワークの推進とインセンティブの付与をしてほしい。
	公共事業(民間も含む)として再生材の利用義務化や指定を行ってほしい。
	県内の廃棄物業者へリサイクル可能な施設設置の支援をしてほしい。又はリサイクル業者を増やしてほしい。
	有価物取引の推進の為に廃棄物処理法の規制を除外する制度等を検討してほしい。
	県発注工事に関して、産業廃棄物の減量化に関する取り組みに対し評点の加点を上げてほしい。
	廃棄物の削減や、リサイクルが進んでいる企業を奨励し、優遇措置等を検討してほしい。
	処理困難な廃棄物もリサイクルできるような処理業者を誘致してほしい。
助成支援について	廃棄物発生量を削減し寄与する投資などに対し、補助金などの支援をしてほしい。
	サーマルリサイクル(熱回収)以外のマテリアルリサイクル及びケミカルリサイクル普及等に対する支援をしてほしい。
	埋立処分量低減の為、再利用可能な業者の情報提供・紹介及び経費助成等の支援をしてほしい。
処理体制の構築、改善について	リサイクル・サーキュラーエコノミーの活動拠点の整備やリサイクル率の高い廃棄物の有価取引を推進してほしい。
	環境保全センターの使用許可申請を電子化してほしい。メールで申請できるのは良いが、返信用封筒を送る手間と時間がかかる。
処理体制の構築、改善について	環境負荷の少ない製品や、リサイクル認定製品の普及等に対して活用できるよう設計段階で検討してほしい。
	現場発生品のみではなく、産廃の種類を的確に積算計上してほしい。
	廃棄物焼却炉のばいじん(灰)を造粒固化し無害化して路盤改良材や埋戻し材とする取り組みを進めているが、造粒固化品の受入れ先が見つからず、再生利用の道筋が見えない。県として再生路盤材や再生埋戻し材を推奨する取り組みをしてほしい。
	バイオマス燃料を使用している火力発電所の焼却灰や燃え殻についてリサイクルの検討をしてほしい。
	秋田県の優良産廃処理業者を増やしてほしい。
	廃プラスチックのリサイクルにもっと力を入れるための、企業誘致などをしてほしい。
	リサイクル施設の数や規模を増やし、より多くの廃棄物を効率的に処理できるようにしてほしい。
	鋳物廃砂をリサイクルする施設を秋田にも、もっと受け入れてほしい。
	秋田県全体で浄水発生土の有効利用を図るため、溶融スラグのようなリサイクルを進める制度や体制を整備してほしい。

研修会・説明、 情報提供の要望	産業廃棄物等の減量化・リサイクル、適正処理等の推進に関する講習会を実施して欲しい。
	法令改正時の講習を行ってほしい。
	産業廃棄物を減量するための方法を紹介してほしい。
	秋田県内で太陽光パネル処分したい時はどこへ依頼すればよいのか不明。引取業者を教えてほしい。また、ごみの分別も厳しくなっており SDGs リサイクル認定製品の種類や引取業者の支援をしてほしい。
	秋田県内で、プラスチックの種類が不明でも、リサイクル資源として活用されている事業者を教えてほしい。
	廃油(切削油)の処理費が年々上がっているため、リサイクルまたは活用法があれば、指導してほしい。
	県内でマテリアルリサイクル処分可能な業者の情報が欲しい。
	弊社グループでは 2030 年に埋立行廃棄物のゼロ化を目標にしているが、汚れたプラスチックや着色しているビニールなどの再生業者が少なく困っている。 廃プラスチック類の再生業者の誘致、若しくは既に県内事業者にある場合は紹介してほしい。
	JW センターが行っているような排出事業者向けセミナーを県主催で開催してほしい。
啓発・広報	優良な廃棄物処理業者の育成・支援・業者の情報を公開してほしい。(2 件)
	廃プラスチックの資源化を推進するのであれば、広く PR してほしい。
	廃プラスチック再利用可能業者の紹介サイトを作してほしい。
その他	雑巾の有効利用を検討してほしい。
	舗装工事におけるクラック抑制シートの採用をやめて欲しい。切削しきれず残ったシートが中間処理で廃棄物となり処分に費用がかかる。
	廃棄される酒かすが多く、食材としての再活用や飼料化など、有効活用を模索してほしい。

表 7-3-2 県への提案、意見等

主な内容
近年、最終処分(埋立て)から再資源化への移行を求めるユーザーが増えつつある。 秋田県でも『SDGs』に向けた取り組みとして、廃棄物再資源化の技術を有する企業を誘致するなど、検討してはどうか。
リサイクル施設が少ない。中間処理を行ったのちに埋立に回してしまう業者が多い。
県外処分時の事前協議などの手続きに手間がかかる。
プラスチックパイプ物の長さ指定、縦割り、2 分割の指定を無くすことはできないか。
プラスチックのリサイクルを進めていきたいが、医薬品製造時に多く廃棄する PTP シート(アルミ箔とプラスチックを熱間圧着させたもの)やピロー包装があるが、金属、プラスチックの分離が難しく焼却処分しているのが実態。そのため、金属とプラスチックの複合材料をリサイクル処理可能な産廃業者が県内にあれば、活用していきたいと考えている。
廃プラスチックの再利用について取組んでみたが、コストが高く現状では新しい原材料を購入する方が、コストも手間と時間も少なく済むため、廃プラスチックの資源化は不可能ではないがやっていない。
リサイクル業者が少ない。リサイクルできるものは多くあるが、県としてリサイクルできる種類や量が少ない。リサイクル先進地域と比べると「ごみ」に対してもう少し真摯に取り組み、持続可能で県民に還元できる方策を出すべき。
推進のための告知媒体として、新聞を用いるのをやめてほしい。近年急激に読者数が減少しており、店舗や企業、公共の場などでも設置が減り続けている中、割高な新聞広告を使用するのは見直すべき。大量に露出が出来るテレビや、若者向けにターゲットを絞るならば SNS 広告を活用するなど、告知媒体を見直すべきだと思う。
廃プラスチックの再資源化について、排出事業者の立場からリサイクル率向上を目指し、啓発活動を進めているが 産廃処理業者の処理能力に左右されるため、難しい状況。 リサイクル率の良い処理施設があっても、遠方の場合運搬コストが高くなる等、場所的な問題もある。今後、産廃中間処理設備において再資源化が進むよう研究開発の強化支援、処理業者への設備投資への補助等があったら良いと思う。 特に秋田県においては風力発電設備が多く、今後更新工事が増加すると見込まれる。現状最終処分となっている廃プラスチック(風車ブレード)の再資源化、リサイクル化が必要と強く感じる。
調査票(実績)は、電子マニフェストを使用している企業は、いらないのではないか。
公共工事に関連した産廃発生がほとんどなのでシステム登録等コブリスとの連携や発注者での検査対象にするなどで縮減は期待できる。実態調査、排出状況報告、フォローアップ調査等同様の調査モノが多く人的資源が不足している建設業者には負担が大きい。
以前より秋田県の廃プラに関しての調査等に協力しているが、その後のアクションが無い。 ①リサイクル業者の取り組み紹介。②減容化する為の溶剤・機械。①と②の展示会の場を企画してもらえれば、排出者とリサイクル事業者や機械メーカーとのマッチングがしやすいのではと思う。

